	対象							事前確認前整理		WT事前確認	WT前整理
帳票番号  帳票名称	(帳票への意見・印字項目への意見・その他)	修正前	修正後 地方税法(法律・政令・省令)への2 地	住民サービスの向上		自治体方針の実現	その他	仕様への反映 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	確認項目	構成員意見集約	仕様への反映 WT:
1 充当通知	印字項目への意見	充	名当日の項目追加				充当日を通知日と誤解されないため記載すべきと考える	反映する •	【提案】充当日は通知日と異なるため、充当日を追記する	通知日がわかれば問題ないと考えます。充当日を載せたい場合は、オプションとすべきと考えます。 B回答 左記のとおりで良い E回答 【意見】了承 K回答 充当通知書の様式は法令で定められていないので、記載していません。	■必要 B回答 左記のとおりで良い E回答 [意見]了承  ■不要 A回答 通知日がわかれば問題ないと考えます。充当日を載せたい場合は、オブションとすべきと考えます。 K回答 充当通知書の様式は法令で定められていないので、記載していません。 【回答]税目横断で方針が変更。レイアウト検討の対象となる帳票の印字項目は、すべて必須となる。本帳票はレイアウト標準化することからオブション項目を実装できない。 【確認】充当日がある方がわかりやすく思えるが、要不要のご意見をいただきたい。
		Γ2	公印」				通知者が市長であるため、公印の押印は必				A回答
配当計算書 (謄本) ※ 滞納者用	印字項目への意見						須	反映する  ●		E回答 【意見】了承 F回答 2/1の「資料3」【帳票出力項目対比表】_06」滞納管理_WT4-2_議事概要」ではすべての自治体が必須と回答し必須項目となっていたが、2/18の「03_02」滞納管理_標準仕様書(案)_帳票印字項目】では公印の項目が無くなっている。削った項目の提示も理由もなく、時間もないためそこまでチェックできませんでした。以下の項目にも同じようなケースがありそうですが、そこまで確認する時間がありませんので、必須とされていた項目は理由が無ければ漏れなく反映していただきたい。なお、本市では電子公印対応していないため、現状必ずしも必須項目とは言えないが、ハンコレス化が時代の流れとなりつつあるため、今後を考えれば公印は必須とするべきだと思われます。 H回答 「印」の文字を印刷するということでしょうか?そうであれば公印を押すのにあってもなくてもどちらでも構わないので必須とまではしなくともよいのではないと考えます。	必須と回答し必須項目となっていたが、2/18の「03_02_滞納管理_標準仕様書(案)_帳票印字項目」では公印の項目が無くなっている。削った項目の提示も理由もなく、時間もないためそこまでチェックできませんでした。以下の項目にも同じようなケースがありそうですが、そこまで確認する時間がありませんので、必須とされていた項目は理由が無ければ漏れなく反映していただきたい。なお、本市では電子公印対応していないため、現状必ずしも必須項目とは言えないが、ハンコレス化が時代の流れとなりつつあるため、今後を考えれば公印は必須とするべきだと思われます。【回答】反映の確認を行う。
		差	<b>差押日</b>	いつの滞納分か明確にするため					【確認】配当計算書に、「差押日」項目は必要か。いつの滞納分か明確にするため必要という意見がある。必須/オプ	オプションで問題ないと考えます。	■必要 J回答
配当計算書(原本)*滞納者用	印字項目への意見							要検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		項目は無いが、理由附記欄に記載している C回答 本市は必須でなくてもよい。 E回答 【意見】不要。現システムでは印字していない。必要な自治体があるならオブションでいいのではないか。 F回答 現運用の配当計算書に差押日は存在しない。運用上問題も起きていないためオブションで良いと考える。 H回答 連続して給与の差押をした場合に、配当表に記載(備考欄等)する必要があると考えます。なお交付要 求が複数あった場合も同様であると考えます。 I回答 オブションで問題ないと考えている。 J回答 当方システムには記載あり。どの差押に対する配当かわかるように必須。 K回答 通常は記載せず、特定が必要な場合に補記している。	F回答 現運用の配当計算書に差押日は存在しない。運用上問題も起きていないためオブションで良いと考える。 I回答 オブションで問題ないと考えている。 ■代替 B回答 項目は無いが、理由附記欄に記載している H回答 連続して給与の差押をした場合に、配当表に記載(備考欄等)する必要があると考えます。なお交付要求が複数あった場合も同様であると考えます。 K回答 通常は記載せず、特定が必要な場合に補記している。 【確認】H市意見のように、継続債権等の場合に必要となるか。それとも、どの差押財産においても必要となるか。(J市) 【提案】現在、交付期日の短縮などを記載する想定の「備考」項目があるため、こちらで代替する。本項目は対応しない。
			周書の分かりやすい統一的な位置(例:右 下)に通知書番号を表示		問合せがあった時に個人、該当書類を特定 することが容易にできる。		※以下処分帳票はすべて同じ			宛名番号は必要ですが、通知書番号は不要と考えます。	■不要 A回答 宛名番号は必要ですが、通知書番号は不要と考えます。
差押書(不 12 動産) ※滞 納者用	印字項目への意見							要検討・	票を検索できる。 滞納者からの問い合わせの際に必要となるとの意見があるが、宛名番号で個人が特定できれば、該当帳票の確認までは不要と想定している。 ・追加の場合も、オプションを想定している。	通知書番号は、不要 C回答 必要。問い合わせの際だけでなく、実際に出力した帳票を後で出力帳票画面との照らし合わせる際にも使えるため。 E回答 【意見】 宛名番号があれば問題ない。 F回答 現システムにおいて通知書番号による検索機能は無いので必須とは言えないが、システムの画面展開などの仕様によってはあった方がいいかもしれない。 H回答 事務局の意見のとおり通知著番号は不要と考えます。 I回答 宛名番号は公表していない。そのため、通知書には識別のための通知書番号が記載されている。 J回答 当方システムは通知書番号記載なし。通知書番号は不要。	B回答 通知書番号は、不要 E回答 【意見】 宛名番号があれば問題ない。 F回答 現システムにおいて通知書番号による検索機能は無いので必須とは言えないが、システムの画面展開など の仕様によってはあった方がいいかもしれない。

		差押書	差押通知書	滞調法第29条第2項の規定により差押通知書。				【提案】帳票名称を修正した。	【意見】	E回答 【意見】了承 A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい 【回答】当初方針では変更を視野に入れていたが、現方針では帳票名称は統一される方針。
差押書(不動産)※交付要求29条 執行機関用	帳票への意見					反映する	•			
17 未納明細(不動産)	印字項目への意見		督促発送日	行政手続法第8条及び14条により、処分理由の付記をしている。処分理由に「滞納租税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないことから・・・」と記載する必要がある。複数期別滞納がある場合、調書に記載はできないため、明細書に発送日の表示が必要。	※以下処分帳票はすべて同じ	要検討		・必要となった場合、項目まで設ける必要はなく、備考に記載されれば問題ないか。	督促発送日は、必要と考えます。 B回答 左記のとおりで良い C回答 ・必要性は低い ・問題ない D回答  E回答 【意見】 処分可能明細であることを確認するために督促日または督促公示日は必要ではないか。あわせて一般の未納明細書と未納明細(不動産)に督促日の欄において区別する必要はないのではないか。 F回答 現システム運用において、差押時未納明細の督促状発送日は納期限と併記している。法律上必須項目であれば必須。 H回答 督促状発送日は不要であると考えます。もし必須というのであれば、納期限の繰り上げについても判別できる必要があるのではないでしょうか?なお、交付要求は納期限後であればよいので完全に不要です。	■心要 A回答督促発送日は、必要と考えます。 E回答[意見]処分可能明細であることを確認するために督促日または督促公示日は必要ではないか。あわせて一般の未納明細書と未納明細(不動産)に督促日の欄において区別する必要はないのではないか。 F回答現システム運用において、差押時未納明細の督促状発送日は納期限と併記している。法律上必須頂目であれば必須。 I回答督促発送日は記載必須要件として認識している。 J回答当方システムでは督促発送日記載あり。が、法令上は督促発送日までの記載は求められていないという認識。 ■不要 B回答左記のとおりで良い C回答・必要性は低い・問題ない H回答督促状発送日は不要であると考えます。もし必須というのであれば、納期限の繰り上げについても判別できる必要があるのではないでしょうか?なお、交付要求は納期限後であればよいので完全に不要です。 ************************************
差押調書 28 (債権) ※ 権利者用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。		反映する		【提案】帳票名称を修正した。	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答	提案の通り 440
差押通知書 42 (自動車) ※滞納者用	帳票への意見		差押書		ワーキングにて指摘していたはず。	反映する		【提案】帳票名称を修正した。	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答  D回答  E回答 【意見】 了承 F回答  H回答  I回答  I回答	提案の通り 440
差押調書 (無体財 産)※権利 者用	帳票への意見	差押調書	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。		反映する		【提案】帳票名称を修正した	A回答         例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい         B回答         C回答         D回答         E回答         [意見]         了承         F回答         J回答         K回答	提案の通り 440

差押調書 (無体財 産)※第三 債務者用	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の規定により、差押通知書。	反映する	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(参考) 差押調書・・・①動産又は有価証券、②債権、③第三債務者等がある無体財産権(54条) 差押書・・・①不動産、②船舶又は航空機、③自動車、建設機械又は小型船舶、④第三債務者等がない無体財産権等(68条①、70条①、71条①、72条①) (税務大学校「国税徴収法(基礎編)令和3年度版」で30参照) →無体財産の名称については、備考列に「第三債務者等がある場合は「差押調書」、第三債務者等がない場合は差押書」とする」と記載する。	B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】	提案の通り 440 H回答 第三債務者用の欄ですが、左記の参考は滞納者用の書類の名称の件でよろしいでしょうか? 【回答】ご記載のとおり、滞納者用の名称を想定。
差押調書 (無体財 産)※第三 債務者(返 送)用	差押調書	差押通知書	国税徴収法第73条の規定により、差押通知書。	反映する			A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答  D回答  E回答 【意見】 了承 F回答 H回答  I回答	提案の通り 440
差押調書 70 (動産)※ 滞納者用		(実装すべき項目) 滞納者 日時 住所 氏名 印		捜索時には滞納者本人がいる場合も多く、 差押調書(謄本)をその場で交付する場合も多いため、滞納者に交付する差押調書 (謄本)の受領欄も、表示項目に必要と 思われる。			提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答	
差押調書 (動産)※ 権利者用	差押調書	差押通知書	国税徴収法第55条、国税徴収法施行令第22条の規定により、差押通知書。	反映する			A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答  D回答  E回答 【意見】 了承  F回答  H回答  I回答  I回答	提案の通り 440
差押通知書 (自動車) ※滞納者用	差押通知書	差押書	国税徴収法第71条に「自動車〜の差押えについては、第68条第1項から第4項まで〜の規定を準用する。」と定められており、国税徴収法第68条には「滞納者に対する差押書の送達により行う。」とある。よって、差押書。	反映する			A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答 (意見) 了承 F回答 H回答 I回答	提案の通り 440

	● 【提案】他の財産と同様、振替機関からの返送用帳票を新規に追加した 【確認】振替社債は、発行機関の返送用は必要か	日回答	■不明  A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。  「回答職替社債差押えの実情がない」 「回答職替社債差押えの実情がない」 「回答の政処・等例無(不明。  ■ 必要  「回答の選集。 「国答の要  【提案】整押調査の送達を示すものと思われるため、必須で実益する。  「提案】差押調査の送達を示すものと思われるため、必須で実益する。  ・
要検討	● 【提案】他の財産と同様、振替機関からの返送用帳票を新規に追加した 【確認】振替社債は、発行機関の返送用は必要か	【意見】 了承 「回答  「回答 」回答  「一	A回答事例が少ないのでオブションで問題ないと考える。 I回答振替社債差押えの実績がない J回答取り扱い事例無く不明。 ■必要 C回答必要。 E回答【意見】郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが実装されている。 F回答必要 【提案】差押調書の送達を示すものと思われるため、必須で実装する。
	規に追加した 【確認】振替社債は、発行機関の返送用は必要か	「 A回答 事例が少ないのでオブションで問題ないと考える。 B回答  C回答 必要。 D回答  E回答 (意見) 郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが実装されている。 F回答 必要 H回答 I回答 振替社債差押えの実績がない J回答 取り扱い事例無く不明。 K回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答	A回答事例が少ないのでオブションで問題ないと考える。 I回答振替社債差押えの実績がない J回答取り扱い事例無く不明。 ■必要 C回答必要。 E回答【意見】郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが実装されている。 F回答必要 【提案】差押調書の送達を示すものと思われるため、必須で実装する。
	【確認】振替社債は、発行機関の返送用は必要か ● 【提案】帳票名称を修正した	日回答  C回答 必要。 D回答  E回答 [意見] 郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが実装されている。 F回答 必要 H回答  I回答 振替社債差押えの実績がない J回答 取り扱い事例無〈不明。 K回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答 D回答  E回答	I回答振替社債差押えの実績がない J回答取り扱い事例無く不明。 ■必要 C回答必要。 E回答【意見】郵便の送達記録等で確認できればよいと思うが、現システムでは「執行機関返送用」などが実装されている。 F回答必要 【提案】差押調書の送達を示すものと思われるため、必須で実装する。
	【提案】帳票名称を修正した	振替社債差押えの実績がない 」回答 取り扱い事例無く不明。 K回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答 E回答	提案の通り 440
		<ul><li>例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい</li><li>B回答</li><li>C回答</li><li>D回答</li><li>E回答</li></ul>	提案の通り 440
		了承	
反映する ●		F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	
	【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答 D回答	提案の通り 440
反映する●		[意見] 了承 F回答 H回答 I回答 VENTOR STATE OF THE ST	
	【提案】帳票名称を修正した	B回答 C回答 D回答	提案の通り 440 H回答 国税徴収法86条第1項では、交付要求書に代えて参加差押書で交付要求できるとあるので、 NO468、NO470があれば本帳票は不要なのではないでしょうか? 【確認】本ファイルのNoと理解。以下について、「参加差押調書(不動産)※執行機関用」を残し、 「(82)交付要求通知書(不動産)※執行機関用」を削除する趣旨で問題ないか。 1029 参加差押調書(不動産)※執行機関用
		【意見】 了承 F回答 H回答	1029 参加差押調書(不動産)※執行機関用 468 参加差押調書(不動産)※執行機関用 470 (82)交付要求通知書(不動産)※執行機関用 【回答】その場合、交付要求通知書は、財産、根拠法令問わず、基本的に項目が同一であったため、現 帳票要件No158のように、破産以外のどの交付要求にも対応可能な帳票として実装することから、削除 は行わない想定。
-		【提案】帳票名称を修正した 反映する	例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答  D回答  E回答  「意見」 了承

参加差押通知書(不動産)※執行機関(返送)用	参加差押通知書 参加差押書 国积微収法第86条の規定により、参加差押書。	反映する	【提案】帳票名称を修正した       A回答         例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい         B回答       C回答         D回答       E回答         (意見]       了承         F回答       H回答         J回答       K回答	提案の通り 440 440 440 440 440 440 440 440 440 44
参加差押調 書(不動 産)※執行 機関(返 送)用	項目へ新規追加。 【項目】  ・「参加差押順位」 記入箇所 ・「(それまでに受理した)参加差押機関の 順位」 記入箇所	当該処分に関する適正な状況把握のため 要検討 ●	(確認)差押の順位について、執行機関(不動産ですと、登記所)は差押権者に告知する義務はあるか。必要性は理解できるが、告知の義務はないと規定。  「四答性別表務はない。差押順位を知りたい場合は、登記簿を取得すればわかる。 」と回答に表別の成立について公売時には順位は登記簿で確認ができる。 が、売時の交付要求通知書の到達順位は、執行機関(裁判所)が管理しているため配当順位は確認しないと分っない。 「回答を表別では、表別できる。 「の方ない。」 「回答を表別では、表別できる。 「の方ない。」 「回答を表別できる。 「の方ない。」 「回答を表別では、表別できる。 「の方ない。」 「回答を表別では、表別では、対象不動産の差押を解除した行政機関等が、より先順位の参加差押をして行政機関等に引き渡さなければならない。 「回答を表別なりません。 「回答を表別なりません。 「回答を表別なりません。 「回答を表別ない。」 「回答を表別ない。 「回答を表別ない。 「回答を表別ない。 「回答を表別ない。」 「回答を表別ない。 「記述するのでは?本市で使用している「参加差押を付置する。受理の回答を表別ではな、これが作成されていることので、表務かどうかはともかく、代替として項目は必要と考えます。	(K市) 【確認】登記簿の確認で対応可能という意見があるが、不足があるということか。 (K市)
(82)交付要 求通知書 160 (不動産) ※執行機関 用	交付要求通知書(不動産)※執行機関用用	反映する	【事務局】帳票名称を修正する       A回答	提案の通り 440
(82)交付要 求通知書※ 執行機関 (返送) 用	交付要求通知書※執行機関(返送)用 交付要求書※執行機関(返送)用 国税徴収法第82条により交付要求書	反映する●	<ul> <li>(事務局)帳票名称を修正する</li> <li>A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答  C回答  D回答  E回答  [意見] 了承  F回答  H回答  I回答  J回答  K回答</li> </ul>	提案の通り 440
	滞訓法10条に基づき交付要求を行う際、滞 滞訓法10条に基づき交付要求を行う際、滞 滞訓法20条、36条 約者に送付する帳票。 滞訓法29条、36条 の訓整に関する法律)に準拠する必要があ に基づ交付要求を行う際には、根拠条文を 変更可能とする事。	反映する●	<ul> <li>・交付要求の根拠法令を削除</li> <li>・根拠法令を使い分けられるよう帳票概要に記載</li> <li>とに回答</li> <li>と回答</li> <li>と回答</li> <li>「意見」</li></ul>	

	- 破産管財人用と裁判所用を別々の帳票に ※実装すべき機能	交付破産解除決議書は別々になっている が、本書類は別となっていないため	【提案】備考で、破産債権、財団債権を使い分けられるよ 記載する	う A回答         提案の内容で問題ありません。	E回答【意見】当市では劣後も分けられている。
(交付破 産) 交付要				B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 当市では劣後も分けられている。	F回答提案の意味が理解できません。修正後の欄と確認項目の欄が矛盾しているように見えます。また、標準仕様(案)のNO184とも矛盾している。提出先が別なのだから別の帳票にすべき。対象となる滞納税も別なので別帳票にすべき。どちらかが交付要求解除になることもあり得るので同じ帳票にはできない。 【提案】F市指摘のとおり、決議についても別々に定義することとする。
(交付破産) 交付要求決議書兼交付要求通知決議書(決裁用) 帳票への意見		反映する●		「中国会 提案の意味が理解できません。修正後の欄と確認項目の欄が矛盾しているように見えます。また、標準化 様(案)のNO184とも矛盾している。 提出先が別なのだから別の帳票にすべき。対象となる滞納税も別なので別帳票にすべき。どちらかが交付 要求解除になることもあり得るので同じ帳票にはできない。 H回答 「回答	
	交付要求通知書(財団債権)※破産管財 交付要求書(財団債権)※破産管財人用 国税徴収法第82条により交付要求書 人用		【事務局】名称を修正する	K回答         A回答         例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい         B回答	提案の通り 440
				C回答 D回答 E回答 【意見】	
交付要求通 知書(財団債 権)※破産管 財人用		反映する●		T总元了 了承 F回答 H回答	
				J回答 K回答	
	交付要求通知書(財団債権)※破産管財 交付要求書(財団債権)※破産管財人 国税徴収法第82条により交付要求書 (返送)用		【事務局】名称を修正する	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい B回答 C回答	提案の通り 440
交付要求通 知書(財団債 183 権)※破産管 帳票への意見		反映する <b>●</b>		D回答 E回答 【意見】 了承 F回答	
財人(返送)用				H回答 I回答 J回答	
	表示項目に「差押日」を追加。	同一の債権を異なる日付で複数回差押を	【提案】同一の債権を異なる日付で複数回差押を行う可	形回答 能 A回答	提案の通り
		行う可能性も考えられることから、差押日を 記載することによってどの差押か判別しやすく するほうがよいと思われるため。	性も考えられるため、差押日を追加する	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答 C回答 D回答	
差押債権の取 203 立通知書 印字項目への意見 (債権)		反映する●		E回答 【意見】 了承 F回答 取立はその時点で最も優先順位の高い差押に基づいて行われるため、特に必要は無いと思われる。記載 しておくのは構わない。 H回答	<b>技</b>
				I回答 J回答 K回答	
		通知者が市長であるため、公印の押印は必須	【提案】公印を追加する。	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答	提案の通り
差押債権の取 203 立通知書 印字項目への意見 (債権)		反映する		D回答         E回答         【意見】         当市では必要と考える。         F回答	
(1 <b>貝作</b> )				H回答 NO507に同じ I回答  K回答	
				N凹台	

205 捜索調書※ 対象者用 印字項目への意見	印字項目: 占有した財産 国税徴収法60条の差押した動産等の保管の規定により保管命令の記載が必要のたの印字項目追加 め	反映する		・捜索調書上は記載は不要 →差押調書(動産)に保管命令の記載があるため ・捜索調書上は記載が必要 →国税徴収法施行規則別紙第11号様式においては、 「この書式に定める事項のほか、差押財産の保管に関する 事項を記載することその他所要の調整を加えることができ る。」と規定されているので、実態とすれば捜索調書のみで 完結するため また、項目は、占有した財産/保管命令文でよいか	是案の内容で問題ありません。 3回答 ご回答 必須項目ではないと考える。理由は左記のとおり。 記載が必要ということであれば、項目ごとに記載する方が適切と考えられる。 つ回答 「意見】 当市では必要と考える。	
205 捜索調書 印字項目への意見	「教示文」という項目になっている 教示文は「書面上またはシステム上選択できるがら原則として教示 るようにする」か、「この教示文は保管命令を 行った場合に関するものです」との文言を注記する 例外的に差上押えた自動車等の占有をする かいる場合にたけ不利益処分に当たるから教示文が必要となる。(国材徴収決第71条第5項、第60条第1項ただし書き)	保留	•		(回答 教示文は、必要と考えます。 (記回答 )	【事務局】教示文については、事務局で精査中
208 捜索調書※ 占有者用 印字項目への意見	なし 教示文	捜索を行われるもののため教示文は必要。	•		N回答 改示文は、必要と考えます。 S回答 D回答 意見】 当市では記載している。 で回答 回答	[事務局]教示文については、事務局で精査中
218 取上調書 印字項目への意見		取上調書は捜索時の動産等の回収を 伴う処分のため審査請求の教示文が 必要			数示文は、必要と考えます。 3回答 「回答 「回答 「回答 「回答 「意見」 当市では必要と考える。 「回答 「回答	[事務局]教示文については、事務局で精査中
公売公告兼 見積価額公 告	記載無し ・権利移転の費用 の項目追加 ・権利移転の費用 の項目追加	左記項目は、国徴法95-3の『公売に関し重要と認められる事項』であり、関係者に周知すべきと考えるため		E	国内 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 3回答 ご回答 に回答 に可答 実際に権利移転の時期や費用について案内するのが当市から買受人に対してであるため、追記したほうが ない。 ・1回答 回答 回答	提案の通り

	1	なし	追加入札についての記載		国税徴収法第95条に法定公告事項が列		【確認】追加入札の場合の入札方法を記載する必要はある	A回答	■オプション
			追加入札の場合の入札方法、		挙されている。 追加項目は、法定公告事項ではないが、期		か。 必要とする場合、記載内容は備考欄でも問題ないか。	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 PG 答	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 ■不明
			日時 場所		間入札の際にトラブル回避及び周知のため に、公告している内容。			C回答 問題ない。	I回答当市では実施した前例がない。 J回答事例が無く不明。
			開札日時 最高価申込者決定の日時		実際に期間入札で公告として使用する際には、必須の項目と考えている。			DUIA	■必要 B回答問題ない
			売却決定の日時 代金納付期限					【意見】	C回答問題ない。ただし、必要となった場合は、備考欄ではなく公示内容として記載するのが適切と考える。
公売公告兼								F回答 現状記載はないが、公売広告兼見積価額公告の公売条件のスペースに記載ができるのであれば、トラブル可避のために記載があったほう。	E回答【意見】当市では"追加入札と棄権"として記載している。 F回答現状記載はないが、公売広告兼見積価額公告の公売条件のスペースに記載ができるのであれば、
239 見積価額公 告	印字項目への意見				要検討	•		記載される欄は問わない。	トラブル回避のために記載があったほうが良い。記載される欄は問わない。 K回答期間入札を実施しており、追加入札について公告する必要がある(換価事務提要第3章第8節
								I回答	75)ので、追加が必要と考えます。 【提案】トラブル回避のために必要性が高いと想定されるため、必須として項目を追加する。
								当市では実施した前例がない。 J回答 事例が無く不明。	
								等的が無く下め。 K回答 期間入札を実施しており、追加入札について公告する必要がある(換価事務提要第3章第8節75)ので、追加が必要と考えます。	
		教示文がない	教示文を追加する	不動産の最高価申込者の決定は不利益処			【事務局】教示文の方針について、事務局で検討中	A回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
				分ではないが、不服申立て期間の特例(地 方税法第19条の4第3号)が適用される				教示文は、必要と考えます。 B回答	
								C回答	
								D回答	
								E回答	
見宣傳中に								F回答	
最高価申込 255 者の決定 ※滞納者用	印字項目への意見				保留	•		H回答	
※ 滞納有用								I回答	
								J回答	
								K回答	
								本市でも教示している。	
									WHITA TO LAKE
			決議用(決裁用)の作成、最高価申 への送付は不要	込者 国税徴収法第106条			【提案】昨年度WTでは、当初必須多数のため必須としたが、構成員からも不要/現行不使用/法律上不要という意	提案の内容で問題ありません。	■削除でよい A回答提案の内容で問題ありません。
							見が上がっている。本意見と併せて、必要性がないと判断し、削除する	DDI合 CDI答 DDIO答	E回答【意見】了承 F回答削除しても構わない。
									■必要 K回答期日入札よりも期間入札を主としており、最高価申込者を告げる(徴収法第106条1項)際、
								了承 F回答	その場にその者がいない場合が多いので、実務運用として最高価申込者に通知を送付しており、国税も同様と聞いています。根拠等について再度確認をしているところですが、期日入札を基本としている同法の規
								削除しても構わない。 H回答	定にないことを理由として削除することは支障が生じるので、現時点では反対します。 【提案】オプションとして、本帳票は残すこととする。
最高価申込 258 者の決定	帳票への意見					•		I回答 J回答	
者の決定	收示/ 心思尤							K回答 期日入札よりも期間入札を主としており、最高価申込者を告げる(徴収法第106条1項)際、その場にその者がいない場合が多いので、実務運用として最高価申込者に通知を送付しており、国税も同様と聞いています。根拠等につ	
								いて再度確認をしているところですが、期日入札を基本としている同法の規定にないことを理由として削除することは支障が生じるので、現時点では反対します。	
		教示文がない	教示文を追加する	不動産の次順位買受申込者の決定は不利 益処分ではないが、不服申立て期間の特例				A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
				(地方税法第19条の4第3号) が適用される				B回答	
								C回答	
								D回答	
								E回答 【意見】	
次順位買受	们会语口。《辛日				עם בין			了承 F回答	
260 申込者の決定 ※滞納者用	印字項目への意見					•		H回答	
								I回答	
								J回答	
								K回答	
		実装すべき機能	削除	国税徴収法第106条第2項において通知す			【提案】昨年度WTでは、当初必須多数のため必須としたが、携げ号からたる西(四行不使用)は、第一大不再(四行不使用)は、第一大不再にいる意		提案の通り
				べき相手方には含まれていない。			が、構成員からも不要/現行不使用/法律上不要という意見が上がっている。本意見と併せて、必要性がないと判断		
							し、削除する	C回答	
								D回答	
								E回答 (帝目)	
次順位買受								【意見】 了承 5回答	
次順位買受申込者の決定 263 ※次順位申 込者用	帳票への意見				反映す・	•		F回答 削除しても構わない。	
								口凹台	
								1回答	
								J凹台 V同次	
								K回答 次順位買受申込者は、その場での申込みが要件なので(徴収法第104条の2第1項)削除でよいと 考えます。	
								ᡣ᠕᠔	

	**たーナット*+>,	キャン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・		A 1777/47	「古数ロ】 地ニャについては、古数ロテ順本・
売却決定取 消通知書 ※買受人 印字項目への意見	教示文がない 教示文を追加する	売却決定取消は不利益処分なので教示文が必要	保留 ●	A回答         教示文は、必要と考えます。         B回答         C回答         D回答         E回答         (意見)         了承         F回答         I回答         J回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
最高価申込 者決定の取消 通知書※最 高価申込者 用	教示文がない教示文を追加する	最高価申込者決定の取消は不利益処分なので教示文が必要	保留 ●	A回答         教示文は、必要と考えます。         B回答         C回答         D回答         E回答         (意見)         了承         F回答         H回答         J回答         K回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
284 延滞金減免 沖字項目への意見	(なし) 「減免が決定された延滞金額」欄を追加	現在の項目だけでは、実際に減免された金 額がわからないと思われるため。	反映する ●	【提案】「滞納金額」→「減免金額」に修正する  A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答  C回答  D回答  E回答 【意見】 了承  F回答 減免金額を入れるなら修正ではなく追加。延滞金減免は全額以外もありえるので、滞	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答減免金額を入れるなら修正ではなく追加。延滞金減免は全額以外もありえるので、滞納延滞金と減免金額が違うことはあり得る。分かりやすさのための修正をするなら、「元の滞納金額」「減免金額」「減免金額」「減免後の滞納額」の項目があった方が分かりやすい。 I回答減免前、減免後、減免金額の3種類を希望 【提案】延滞金前後の比較をわかりやすくするため、「元の滞納金額」「減免金額」「減免後の滞納額」の項目とする
	(なU) 「延滞金減免申請棄却決定通知書」様を追加	様式 申請を棄却する際の様式もシステムから出力できることで、作成の手間が減り、管理が容易になるため。		額が違うことはあり得る。 分かりやすさのための修正をするなら、「元の滞納金額」「減免金額」「減免後の滞納名が分かりやすい。 日回答 「回答 減免前、減免後、減免金額の3種類を希望 」回答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に答 「に	
284 延滞金減免決定通知書 帳票への意見			反映する●	D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 J回答  K回答	
286 徴収猶予申	納付(税)義務者 住所又は所在地納付(税)義務者 氏名又は名称※実装すべき機能			【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、何れも記載するようにする。  A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答  C回答  D回答  E回答 【意見】 了承 F回答  H回答  J回答  事例が無く不明。 K回答	提案の通り

	【実装すべき項目】		帳票番号313「申請による換価猶予申請	【提案】「「担保を提供できない理由」についても、# 1 4	で A回答	提案の通り
	担保を提供できない理由		書」では実装すべき項目なので、様式統一の ため	記載する想定」と、備考に記載	提案の内容で問題ありません。 B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答	
					E回答 【意見】 了承	
286 徴収猶予申 印字項目への意見			反映する		F回答	
					H回答	
					J回答	
					K回答	
	(実装すべき項目)         担保を提供できない理由	担保を提供できない場合の記載欄が必要申請書の記載方法等を問い合わせする際に	他の申請書の印字項目には定義されている 申請者の電話番号については	【提案】連絡先を追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り
	問い合わせ先申請者の電話番号	担当部署を容易に確認できる	他 No.287,313,314		B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答 【音貝】	
微収締予由					了承	
286 徴収猶予申 印字項目への意見			反映する		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	なし) 「当初の猶予期間」欄を追加	どの猶予に対する延長申請かがわかることに より、起案時の確認作業がスムーズになると		【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り
		思われるため。			B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答 【意見】	
徴収猶予期 287 間延長申請 印字項目への意見			● Barting Andrews		了承 F回答	
書			女伙司		H回答	
					I回答	
					J回答	
					事例が無く不明。 K回答	
	納付(税)義務者 住所又は所在地		申請者と納付(税)義務者が異なる場合	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性	が A回答	提案の通り
	納付(税)義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能		が想定されるため(納付義務者が法人であり、代表者が申請者となる場合等)	あるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答	
〜〜whitux来 △ the					【意見】   了承	
徴収猶予期 287 間延長申請 印字項目への意見			反映する		F回答	
<b>書</b>					H回答	
					I回答	
					J回答	
					K回答	
			教示文、猶予事由は記載必要と考える。		A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
					教示文は、必要と考えます。 B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答	
					【意見】 了承	
290 徴収猶予の許 可通知書 印字項目への意見			保留		ト四谷	
					H四答	
					I凹答	
					J回答	
					K回答	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				The state of the s		

			項目No.9「納付義務者」	「納税義務者」に修正		表記の修正 (No.296徴収猶予の期間延長 許可通知書では正しく「納税義務者」となっ ている)		【事務局】表記を「納税義務者」にそろえる	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答	提案の通り
									C回答	
									D回答	
									E回答 【音貝】	
									【意見】 了承 F回答	
290	徴収猶予( 可通知語	か許 ************************************					反映する ●		F回答	
		=							H回答	
									I回答	
									1日次	
									K回答	
			項目No.11「滞納金額」	「猶予額」に修正		表記の修正(№292取消通知書、№294		【事務局】表記を「猶予金額」にそろえる	A回答	提案の通り
						不許可通知書で「猶予額」となっているので 表記を揃えていただきたい)			提案の内容で問題ありません。 B回答	
									C回答	
									D回答	
									E回答	
									【意見】 了承	
290	徴収猶予( 可通知詞	の許 ⇒ その他					反映する   ●		F回答	
	可通知記	<b>=</b>							  H回答	
									1回答	
									·텔급	
									J回答	
									K回答	
			(なし)	「当初の猶予期間」欄を追加	どの猶予に対する延長申請かがわかることに			【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答	世 提案の通り
					より、確認が容易になると思われるため。				提案の内容で問題ありません。	
									C回答	
									D回答	
									E回答	
									【意見】	
206	徴収猶予(	の期							了承 F回答	
296	間延長許 通知書	可の日本の意味の意味を	<b>!</b> 見				反映する  ●		山同饮	
									I回答	
									J回答	
									  K回答	
				<b>坦</b> 伊	国税通則法第46条の2 第4項			【提案】担保の項目について、要不要を確認	A回答	■不更
				※実装すべき機能	国税通則法施行令第15条の2 第2項			※昨年度WTでは議論しておらず、書面照会にて、I市から	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	■不要 A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。
					第4号、第6項第3号 上記により申請書に記載を求めている内容と			「当市様式には項目なし」と意見いただいたもの	B回答	F回答修正の根拠のとおり I回答当市の書式には担保の項目はない。
					なるため				C回答	E回答【意見】了承。当市で扱っているものには記載はありませんでした。
									※参考 担保項目は必要と考える D回答	■必要 C回答※参考 担保項目は必要と考える
										K回答担保を要する場合もある。
									E回答   【意見】   了承	【確認】延長申請書には担保の記載があるが、通知書にも必要ということか。担保提供の相手方に通知するため、担保の記載は必要性が高くないのではと想定するが、使途についてご教示いただきたい(C,K市)
	徴収猶予(	の期							了承 当市で扱っているものには記載はありませんでした。	
296	間延長許 通知書	の期 「可 印字項目への意	見				反映する  ●		F回答	•
	世 人 人								修正の根拠のとおり H回答	
									I回答 当市の書式には担保の項目はない。	
									J回答	
									K回答 担保を要する場合もある。	
									担保を要する場合もある。	
				「教示文」を実装すべき項目へ追加	以下のような場合は許可に対する不服申し 立てができる ①申請の猶予延長期間より				A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
					短い期間での許可				B回答	
									  C回答	
									D同次	
									E回答	
	<b>沙川/洪之</b> /	が詳り							了承	
296	間延長許	の期 三可 印字項目への意 !					保留    ●		F回答	
	通知書	<u> </u>							H回答	
									I回答	
									1回答	
									J凹台	
									K回答	
_				T. Control of the Con						

	延長される対象となった猶予の猶予決定期	延長の対象となった猶予を特定す	するため。	【確認】もともとの猶予期間を記載の必要があるか確認		■不要
	間を追加していただきたい。			※現項目の「猶予期間延長期間」では、猶予開始期間は 当初計画から据え置きで、猶予終了期日だけが更新される	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答もともとの猶予期間の記載は、無くてもよい(あってもよい)
				想定 例:4/1~9/1 →4/1~3/31	もともとの猶予期間の記載は、無くてもよい (あってもよい)	F回答もともとの猶予期間の記載は不要。 J回答事例が無く不明。
					もともとの期間も記載必要あり。	■必要 C回答もともとの期間も記載必要あり。
					E回答	■その他 I回答当市では新たに猶予期間を定め許可通知書を発行している。
					現状の運用としては当初4/1~9/30で猶予しており、~3/31まで延長する場合は $10/1$ ~3/31の延長	
徴収猶予の期						※システムの仕様として4/1~9/30の猶予入力があると、猶予期間が終了していても新しい猶予の入力
296 間延長許可 印字項目への意見 通知書			要検討  ●			【確認】延長許可通知する場合は、4/1~3/31が記載されるということか(E市)
						【提案】もともとの猶予期間は、納税義務者の手元の「猶予通知」から読み取れるはずなので、必要性は高くないと想定されるが、ご意見を伺いたい(C市)
					H回答 I回答	
					当市では新たに猶予期間を定め許可通知書を発行している。 J回答	
					事例が無く不明。 K回答	
				,		
	【実装すべき項目】 申請日、問い合わせ先	複数の猶予申請をしている場合に で該当の猶予を特定するため	に、申請日		A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り
					B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答 【音目】	
徴収猶予の期					了承 F回答	
300 間延長不許 印字項目への意見 可通知書			反映する ●			
					「日本	
					1回答	
				,		
				,	K四合	
				,		
	(大分類) 地方税法第15条の3第2項	法令に定められた要件ではないが	が、実務上	【提案】「弁済の期限」を追加する	A回答	F回答
	(大分類)     地方税法第15条の3第2項       弁明の期限     (中分類)	必要と考えている。 また、帳票として弁明書(滞納者	<b>蒼用)が必</b>		事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答	確認事項が「弁済の期限」となっているが「弁明の期限」ではないでしょうか 【事務局】本帳票はAPPLIC意見によりオプション化したため、議論の対象外。
	日時	要。		,	C回答	
					D回答	
					E回答	
					【意見】 了承	
303 弁明要求書 印字項目への意見			反映する ●	,	F回答 確認事項が「弁済の期限」となっているが「弁明の期限」ではないでしょうか	
				,	H回答	
					J回答	
					K回答	
				,		
		教示文は記載必要と考える。			A回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
				'	教示文は、必要と考えます。	
					DUI合 C回答	
					D回答 D回答	
					D回答 D回答 E回答	
					D回答         E回答         【意見】         了承	
職権による換 305 価猶予許可 印字項目への意見			保留●		C回答         D回答         E回答         【意見】         了承         F回答	
職権による換305 価猶予許可 印字項目への意見 通知書			保留●		C回答         D回答         E回答         【意見】         了承         F回答         H回答	
職権による換 価猶予許可 通知書			保留		C回答         D回答         E回答         (意見)         了承         F回答         H回答         I回答	
305 職権による換 価猶予許可 通知書 印字項目への意見			保留		C回答         D回答         E回答         [意見]         了承         F回答         H回答         J回答	
職権による換 価猶予許可 通知書  印字項目への意見			保留		D回答         D回答         E回答         【意見】         了承         F回答         H回答         I回答         K回答	
305 職権による換 価猶予許可 通知書 印字項目への意見			保留		D回答         E回答         (意見)         了承         F回答         H回答         J回答         K回答	
通知書	「換価猶予涌知書 ) よなる 職権による換価減予は許可ではかい 国政		保留		C回答         D回答         E回答         (意見)         了承         F回答         H回答         I回答         K回答	提案の通り
305 職権による換価猶予許可通知書 印字項目への意見通知書	「換価猶予通知書」とする 職権による換価猶予は許可ではない。国税 も「換価の猶予通知書」としている。		保留	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」	C回答         D回答         E回答         【意見】         了承         F回答         H回答         J回答         K回答         提案の内容で問題ありません。         B回答	提案の通り
通知書			保留	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」		提案の通り
通知書			保留 •	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」		提案の通り
通知書			保留	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」		提案の通り
通知書			保留	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する		提案の通り
通知書 「換価猶予許可通知書」となっている 職権による換				【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り
「換価猶予許可通知書」となっている			保留 ・	【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り
通知書 「換価猶予許可通知書」となっている 職権による換 個猶予許可 帳票への意見				【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り
通知書 「換価猶予許可通知書」となっている 職権による換 個猶予許可 帳票への意見				【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り
通知書 「換価猶予許可通知書」となっている 職権による換 個猶予許可 帳票への意見				【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り
通知書 「換価猶予許可通知書」となっている 職権による換 個猶予許可 帳票への意見				【事務局】「換価猶予許可通知書」→「換価猶予通知書」 に修正する	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案の通り

	(なし) 「当初の猶予期間」欄を追加	どの猶予に対する延長申請かがわかることに		【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A回答	提案の通り	
		より、確認が容易になると思われるため。			提案の内容で問題ありません。 B回答		
					C回答		
					D回答		
					E回答 【意見】 了承		
職権による換 価猶予期間 延長許可通 知書					了承 F回答		
					H回答		
					I回答		
					J回答		
					K回答		
	【実装すべき項目】		帳票番号296「徴収猶予の期間延長許可 通知書」では実装すべき項目なので、様式	【提案】揃えるため、納税義務者氏名・住所を追加する	A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り	
	中分類 住所、氏名		通知者」では美表すべき項目なので、様式		提案の内容で问題のりません。 B回答		
					C回答		
					D回答		
					E回答 【意見】		
職権による換 価猶予期間 延長許可通 印字項目への意見			反映する ●		了承 F回答		
延長許可通 知書 知書					H回答		
					I回答		
					J回答		
					K回答		
	納付(税)義務者 住所又は所在地		申請者と納付(税)義務者が異なる場合	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性が	A回答	提案の通り	
	納付(税)義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能			あるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答		
					C回答		
					D回答		
					E回答		
申請による換 313 価猶予申請 印字項目への意見					了承		
313 価猶予申請 印字項目への意見 書			反映する                                  ●		H回答		
					]回答		
					K回答		
	(なし) 「当初の猶予期間」欄を追加	どの猶予に対する延長申請かがわかることに		【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加	A同答	提案の通り	
	「当初の猶予期間」欄を追加	より、起案時の確認作業がスムーズになると 思われるため。		【技業】オノンヨノで、ヨ初の過ず期間を追加 	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答	定業の通り	
		15.474 t 3/2376			C回答		
					D回答		
					E回答		
       申請 <i>に</i> よろ換					【意見】 了承		
申請による換 314 価猶予期間 印字項目への意見 延長申請書			反映する   ●		F回答		
					H凹合		
					K回答		
	納付(税)義務者 住所又は所在地 納付(税)義務者 氏名又は名称		が想定されるため(納付義務者が法人であ	【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能性があるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り	
	※実装すべき機能		り、代表者が申請者となる場合等)		B回答		
					C凹合		
					U凹台		
					【意見】		
申請による換 314 価猶予期間 印字項目への意見 延長申請書			反映する ●		F回答		
延長申請書					H回答		
					I回答		
					J回答		
					K回答		

		どの猶予に対する延長申請かがわかることに	【提案】オプションで、当初の猶予期間を追加 A回答	<u> </u>	提案の通り
申請による換 価猶予の期間 延長許可通 知書		より、確認が容易になると思われるため。	B回答 C回答 D回答 E回答 【意見 了承	の内容で問題ありません。 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答 答	
申請による換価猶予の期間延長許可通知書	納付(税)義務者 住所又は所在地納付(税)義務者 氏名又は名称※実装すべき機能	項目漏れと思われるため 反映する ●	B回答 C回答 D回答 E回答 【意見 了承 F回答 H回答	が少ないのでオプションで問題ないと考える。 答 答	A回答事例が少ないのでオブションで問題ないと考える。 E回答【意見】了承 H回答納税義務者以外が申請できるのでしょうか?また、印字するのであればシステムの機能要件に申請 者の登録ができることを追加する必要があると考えます。 【回答】法人が納税義務者の場合、法人代表者が申請/弁護士が申請 等が考えられる
申請による換価猶予の期間延長許可通知書	教示文 ※実装してもしなくても良い機能 の処分と考えられるため(なお、行政処分からかけ、明確に定められておらず、市町によって考え方が異なると思われるが当市では行政処分と考えているいるため、記載している。)		B回答 C回答 D回答 【意見 必要及	文は、必要と考えます。 答 答 答 記】 No.916 No.3002 と考える場合は教示文は別紙で添付か。 答	[事務局]教示文については、事務局で精査中
申請による換価猶予の期間延長許可通知書	印字項目への意見	他帳票との整合性	B回答 C回答 D回答 E回答 【意見 F回答	答 文は、必要と考えます。 答 答 言 記 No.916 No.3002 答 答	[事務局]教示文については、事務局で精査中
申請による換価猶予期間延長取消通知書	換価猶予を取り消した期間※実装すべき機能	「「「「「「「「」」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「「」」を表示している。 「「」」を表示している。 「」、「」」を表示している。 「「」」を表示している。 「」、「」」を表示している。 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	【提案】No319同様、期間延長の取り消しの日時(取消 年月日、取り消した期間)についても、同様に追加する 日回答 「意見 ファ承 「日回答」 「日回答」 「日回答」 「日回答」 「日回答」 「日回答」	の内容で問題ありません。 答 答 答	提案の通り

			が出る同体	担安小海り
	納付(税)義務者 住所又は所在地 納付(税)義務者 氏名又は名称 ※実装すべき機能	項目漏れと思われるため 【提案】No283同様、申請者、滞納者が異なる可能あるため、滞納者住所、氏名も記載するようにする。		提案の通り
			C回答	
			D回答	
			E回答 【音貝】	
申請による換価磁子の期間			【意見】 了承 F回答	
申請による換価猶予の期間延長不許可通知書		反映する		
世 <b>和</b> 首				
			K四合	
	【実装すべき項目】	複数の猶予申請をしている場合に、該当の 【提案】申請日については追加を検討	A回答	提案の通り
	申請日、問い合わせ先	猫子を特定するため	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答	
			D回答	
			E回答 【意見】	
申請による換 価猶予の期間 延長不許可 印字項目への意見			了承 F回答	
327 延長不許可 印字項目への意見 通知書		反映する	H回答	
			I回答	
			] 回答	
			K回答	
筆	9 1 2条において 第 9条において 第 9条において	誤字訂正。 【提案】項目が12条と同一であるため、12条と統合し	√、帳 A回答	提案の通り
	NO TEXTEDS VIC	票概要上9条、12条の内訳が可能となるようにする		
			D回答	
競売続行決 346 定通知書※ その他		反映する	「A F回答	
政令9条			H回答	
			I回答	
			J回答	
			K回答	
		前住所欄は記載必要と考える。  「提案】照会文書全般、前住所欄を必須にする	A回答         提案の内容で問題ありません。	提案の通りとする  ■ その他
			提案の内容で问題のりません。 B回答	F回答金融機関から前住所を求められることがあり、照会件数が多いと対応に時間がかかるため、あった方
			C回答	が良い。照会文書全般とのことなので、ここに要望を記載するが、一部金融機関への電子照会もはじまっているため、将来的には電子照会と連携できるようにしてほしい。
			D回答	仕様書(案)で実装してもしなくてもいい機能をなっているが、これは実装すべき帳票ではないでしょうか。
			E回答	また、その他調査関係の帳票も多くが必須からオプションに変更されているが、業務上必要なものなので必須とすべき。(必須→オプションになった理由が書かれていないため判断できない)
			了承	【回答】照会文書オプション化の多くは、APPLIC指摘によるもの。システムユーザの使用頻度を考慮しオプションの指摘を受けている。本帳票に関しては、金融機関への臨戸調査に用いる想定だが、「徴税吏員
375 金融機関の預 貯金の調査証 印字項目への意見		反映する    ●	F回答 金融機関から前住所を求められることがあり、照会件数が多いと対応に時間がかかるため、あった方が良	証」「No385預貯金等の調査について(照会)(伺い)」の2点を持参することで充足すると考えられる。
			い。	
			め、将来的には電子照会と連携できるようにしてほしい。 仕様書(案)で実装してもしなくてもいい機能をなっているが、これは実装すべき帳票ではないでしょうか。	D,°
			また、その他調査関係の帳票も多くが必須からオプションに変更されているが、業務上必要なものなので 須とすべき。 (必須→オプションになった理由が書かれていないため判断できない)	
			H回答	
			I回答	
	郵便番号欄の追加	ゆうちょ銀行は必ず郵便番号の記載を求め 【確認】ゆうちょ銀行用の預貯金照会を、帳票で作成		A回答ゆうちょ銀行は、すでにゆうちょが提示している様式に合わせている。それ以外は、定めがないので記
			追加 ゆうちょ銀行は、すでにゆうちょが提示している様式に合わせている。 それ以外は、定めがないので記載していないため、地方税標準様式として対応していただいた方がよい	載していないため、地方税標準様式として対応していただいた方がよい B回答有るとよい
			B回答 有るとよい	C回答通常の預貯金照会に郵便番号が記載されていれば、別でゆうちょ用帳票は不要。 E回答【意見】自治体ごとに電子化のタイミングは違うと想定される。帳票での照会も想定されるため、帳票
			C回答 通常の預貯金照会に郵便番号が記載されていれば、別でゆうちょ用帳票は不要。	は必要。あわせて標準様式の項目にもある「氏名・名称(屋号)、フリガナ、生年月日(設立年月日)、郵便番号、住所・所在地等)は必要。
			D回答 E回答	I回答一部生命保険会社でも郵便番号は求められるので、当市では調査票に自動で打ち出されている。 J回答確かに郵便番号の記載は必須。当方システムではゆうちょ銀行用ではなく、通常の預貯金照会に
			【意見】 自治体ごとに電子化のタイミングは違うと想定される。帳票での照会も想定されるため、帳票は必要。あ	郵便番号記載あり。
			せて標準様式の項目にもある「氏名・名称(屋号)、フリガナ、生年月日(設立年月日)、郵便番号	号、 F回答質問の意図が不明。本市は帳票で作成している。
390 対象者名簿 印字項目への意見		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	住所・所在地等)は必要。 F回答  「短問の音図がる明」大声は帳票で作成している。	【確認】統一様式に郵便番号の記載がないため、新規に作成して問題ないか。 【提案】問題なければ、統一様式に郵便番号を追加する。 ●
			質問の意図が不明。本市は帳票で作成している。 H回答	
			I回答 一部生命保険会社でも郵便番号は求められるので、当市では調査票に自動で打ち出されている。	
			J回答 確かに郵便番号の記載は必須。当方システムではゆうちょ銀行用ではなく、通常の預貯金照会に郵便	番
			号記載あり。 K回答	

	添付書類 有無添付書類 種類		照会に対する回答における添付書類の有 無、種類等を記載できる欄が実務において	【提案】契約書の添付による回答が考えられるため、備考列 A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り	
	※実装すべき機能		必要となるため	と記載する B回答		
				C回答		
				D回答		
				E回答		
担保債権額に 410 ついて (照 印字項目への意見			反映する	E同饮		
会)				H回答		
				I回答		
				J回答		
				K回答		
	差押財産、差押財産上にある権利 「差押」の文言を外す		差押前の調査として行うことがあるため	【提案】大分類の「差押」の記載を削除する。 A回答 備考に、差押財産以外を照会する場合、中分類(通常 提案の内容で問題ありません。	提案の通り	
				は、「差押財産については、別紙物件目録のとおり」)は自由記述にできるよう追加する。		
				C回答		
				【意見】 		
担保債権額に 410 ついて(照 印字項目への意見 会)			反映する ●	F回答		
五)				H回答		
				I回答		
				JUI合 KID签		
				Number   N		
			前住所、課税税目、預貯金の有無、その他 差押可能財産の記載必要と考える。	【提案】課税税目を必須化する A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り	
				B回答		
				C回答		
				【意見】 		
実態調査につ いて(照会) 印字項目への意見			反映する ●	F回答		
				H回答		
				JUI合 KIO答		
	(なし) 「処分状況(差押、執行停止等)」欄を追加	他団体の処分状況を参考に処分方針を決 めることができるようになるため。	No.419実態調査について(法人)(照 会)には同様の項目があるため、共通項目	【提案】No419の「納税状況」を追加し、項目間・帳票間の 整合をとる 提案の内容で問題ありません。	提案の通り	
			としていただきたい。	B回答		
				C回合		
				E回答         【意見】         了承		
実態調査につ いて(照会) 印字項目への意見			反映する  ●	口口女		
				H回答		
	【実装すべき項目】 回答者 担当課、連絡先		追加調査で必要のため	【提案】照会文書全般、回答書においては照会先の回答者 A回答 情報が記載されるよう項目追加する。	提案の通り	
				B回答		
				C回答		
実態調査について(照会) 印字項目への意見			反映する	F回答 回答先が回答すべき項目として実装し、それが回答者に伝わるようにしては	EUN.	
				H回答		
				I回答		
				J凹合   K回答		

目を追加する。あるか		■不要 A回答ほぼ利用していないので不要と考える。
	人仕様の用途は何か。B回答不要C回答他市の状況次第。現状、本市ではマイナンバー欄はない。D回答E回答	B回答不要 C回答他市の状況次第。現状、本市ではマイナンバー欄はない。 E回答【意見】実態調査についてマイナンバー利用可能事務となっているが自治体によって利用していないところがあると認識している(本市は使用していない)。使用している自治体があることから必要性はあるが使用していない自治体のためにもマイナンバーのみについて権限設定(表示設定)が出来るように配慮が必要。
	実態調査についてマイナンバー利用可能事務となっているが自治体によって利用していないところが 識している(本市は使用していない)。使用している自治体があることから必要性はあるが使用し 自治体のためにもマイナンバーのみについて権限設定(表示設定)が出来るように配慮が必要。 F回答 現状では不要	F回答現状では不要 あると認 H回答現状滞納整理ではマイナンバーを利用していないところが多いと認識しているため必要性は低いと認 ていない 識している。用途としては照会時の住所から転居していたりすると本人特定が複雑になるため、本人特定を 簡便にするためのものと推測します。 「回答現時点で利用の想定をしていない。 」回答事例が無く不明。
安検討 ●	現状滞納整理ではマイナンバーを利用していないところが多いと認識しているため必要性は低いと認いる。用途としては照会時の住所から転居していたりすると本人特定が複雑になるため、本人特定にするためのものと推測します。 I回答 現時点で利用の想定をしていない。	
	事例が無く不明。  「大回答」  「大回答」 「大回答」  「大回答」 「大回答 「大回答」 「一答 「大回答」 「一答	
		A回答システム上は④町村の運用により②も可能。 C回答本市では財産状況の確認として口座情報を回答いただいている。(預貯金口座で対応)
有益である       ①預         ②備	町金口座(現行案でも記載) 町村の運用により②も可能。 諸考欄 B回答	納付方法としての口座情報は回答を求めていない。 E回答【意見】① 金融機関・支店名 当市の回答欄には上記のみ F回答どの項目に記載するかは回答する側次第なのでわかりません。当該口座情報を回答させる項目は
		おけておらず、その他(参考事項など)という項目を設けてあります。  H回答④
	D回答 E回答 「音目」	I回答当市では実態調査にその項目はないが、回答がもらえるのであれば有用と考える。 【提案】回答者が記載する箇所を①②いずれにしても問題なく、帳票上で新規追加する必要性は高くないと想定。本意見は反映しないこととする。
反映する	① 金融機関・支店名 当市の回答欄には上記のみ	いに心足。不思元は人で人でない。
	どの項目に記載するかは回答する側次第なのでわかりません。	೧≵ರ.
	H回答  4	
	当市では実態調査にその項目はないが、回答がもらえるのであれば有用と考える。 J回答	
	K回答	
項目名の統一 【提案	案】# 2 3 などに合わせ、名称を「料」に統一する A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り
	B回答	
	D回答	
	E回答 【意見】	
反映する   ●	了承 F回答	
	H回答	
	ID答 JD答	
	K回答	
【提案	字】以下を追加 A回答	提案の通り
「クレン 会社	・ジットカード情報非保持化をしている場合の情報保持 提案の内容で問題ありません。 B回答	JACK ONE D
「対象	象者につき情報保持会社に照会する際に検索の参考と C回答	
	D回答	
	【意見】 アダ	
反映する   ●	FU合 H回答	
	I回答	
	]回答	
	K凹台	
軽自動車の登録調査について(軽自動車 【確認		■使用頻度低い
検査協会等宛ての照会文書など)は実装 査」軸 可能でしょうか。	B回答 事例なし	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答事例なし C回答軽自協会などへ照会することがないため不明。他市の状況次第。
	C回答 軽自協会などへ照会することがないため不明。他市の状況次第。 D回答	F回答現在自動車の差し押さえをする際は、車検証で所有及び登録の確認をしているため「軽自動車の登録調査」帳票は利用していない。 H回答軽自動車を差押する場合は、住民登録者に対して行うことが多いと認識している。そのため軽自動
		車の情報は課税担当課で所有していおり必要性は低いと認識している。 I回答当市では使用頻度の低い調査依頼文書はワード及びエクセルなどで運用している。
	【意見】 差押前の確認用として取得している。捜索前に軽自動車所有の場合は必ず取得している。 F回答	■使用を希望 E回答【意見】差押前の確認用として取得している。捜索前に軽自動車所有の場合は必ず取得している。
	現在自動車の差し押さえをする際は、車検証で所有及び登録の確認をしているため「軽自動車の 査」帳票は利用していない。	登録調 【提案】事務局としては、軽自動車検査協会からの軽自動車情報連携は月次等で行われる等、軽自動車税検査協会に照会しなければならないケースがあると想定されるため、オプションとして帳票を追加する。
	in mare:	
	軽自動車を差押する場合は、住民登録者に対して行うことが多いと認識している。そのため軽自動報は課税担当課で所有していおり必要性は低いと認識している。	<b>加車の情</b>
		<b>り車の情</b>
	日本会議	

	No.19の申請件数を実装すべき項目として	必要件数を明記することで回答する自治体	【提案】複数出力する場合に備え、必須化	A回答	提案の通り
	いただきたい	にて件数を確認する手間を省略できるため。		提案の内容で問題ありません。 B回答	
				C回答	
				D回答	
				E回答	
戸籍·住民票				E回答 【意見】 了承 F回答	
492 などの交付について	印字項目への意見	反映する		F回答	
010				H回答	
				I回答	
				J回答	
				K回答	
	教示文 行政不服審査法第60条第2項に規定され			A回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
	※実装してもしなくても良い機能 る処分と考えられるため(なお、行政処分か 否かは、明確に定められておらず、市町によっ			教示文は、必要と考えます。 B回答	
	て考え方が異なると思われるが当市では行政 処分と考えているいるため、記載している。)			C回答	
				D回答	
				E回答   Capaan	
相続による納				【意見】 了承 お知らせ文のような取扱いのため教示文は不要と考える。	
513 付義務承継 通知書	印字項目への意見	(A)		の知りは文のような財扱いのため教示文は小安と考える。 F回答	
				H回答	
				I回答	
				J回答	
				K回答	
	納税義務承継について、相続人に送付する 納税義務承継について、相続人に送付する 地方税法及び民法に規定された業務である 帳票。第二次納税義務者、連帯納税義務 為		【提案】第二次納税義務者、連帯納税義務者あての通知をオプションとして復活させる	□ A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り
	者に関しても同様の帳票を出力できること。			B回答	
				C回答	
				D回答	
				E回答 【意見】 了承	
相続による納 1 513 付義務承継		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		了承 F回答	
513   竹義務承極	帳票への息見	反映する ●		H回答	
				I回答	
				  J回答	
				  K回答	
	記載無し 相続人及び相続分、並びに相続開始日 国税通則法第5条第2項において承継する 国税の額はその相続分により按分して計算し まだはまるより、そのはよるない。そのは、それり、それり、それり、それり、それり、それり、それり、それり、それり、それり		【提案】相続人、相続分、相続開始日について追加する	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り
	た額とすることとしており、承継通知書には相 続人に対し、請求の根拠となる相続分や相 続開始日などを記載する必要があるため。			D凹合	
	が旧知口などで記載する心安があるため。				
				E回答 【意見】 了解	
相続による納 513 付義務承継	印字項目への意見			F回答	
通知書				H回答	
				I回答	
				J回答	
				K回答	
	被相続人(住所・氏名) 被相続人(住所・氏名)を4~5人分に	システムより発行ができると作成時間が減少	【提案】帳票要件の備考列に、相続人は複数名記載でき		提案の通り
		される。	ような注意書きを記載する(被相続人と記載があるが、被相続人は一人だけと思料)	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 B回答	
				C回答	
				D回答	
				E回答 /音目	
納付義務承				E回答 【意見】 了承 F回答	
515 継変更通知 書		反映する  □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		I C C C C C C C C C C C C C C C C C C	
				」 J回答	
				K回答	

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	「公印」「問い合わせ先」	登記事項証明書交付申請書(不動産 用)と同様に追加していただきたい。	【提案】公印を追加する。	提案の通り
登記事項証 明書交付申 請書(会社 法人用) 印字項目への意見			E回答 【意見】 必須 F回答	
518 請書(会社 印字項目への意見 法人用)		反映する	F回答	
(個別調  査)			H回答	
			J回答	
			K四合	
	確認印 ※実装してもしなくても良い機能	当市を管轄する法務局では求められないた め、実施してもしなくても良い項目と考える	【提案】確認印を削除する A回答 提案の内容で問題ありません。	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承
	ASSERT COLOURS PAINS		B回答	F回答法務局関係の帳票においては、所管の法務局により違いがあるのか?あるならば国が統一化したうえで標準システムに組み込んでほしい。
			C回答	【事務局】本帳票は事務局で精査中
			D回答	
終記車頂記			E回答 【意見】	
登記事項証 明書交付申 518 請書(会社法 印字項目への意見		反映する ●	了承 F回答	
人用)(個別調 査)			法務局関係の帳票においては、所管の法務局により違いがあるのか?あるなら 準システムに組み込んでほしい。	は国が統一化したうえで標
			H回答	
			I回答	
			JUI合 VIII VIII	
			K凹合	
		当市を管轄する法務局では求められないた	【提案】確認印を削除する A回答	提案の通り
	確認印 ※実装してもしなくても良い機能	め、実施してもしなくても良い項目と考える	【提案】確認印を削除する A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答	従業の通り
登記事項証			E回答         【意見】         了承	
明書交付申 520 請書(不動産 印字項目への意見 円)/個別部		反映する	F回答	
用)(個別調 查)			H回答	
			J回答	
			K回答	
	コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿、合筆・滅 失等による閉鎖登記簿・記録	遡って調査を行うことにより相続人調査を行 いやすくなることもあるため。	レイアウト検討対象の想定であり、オプション項目はすべて必 A回答 須として取り扱う(他の帳票についても同様)	提案の通り
	入分にみる  別域五町場・山脈	VII- 9 (18-9 CE COD 312-05)	B回答	
			C回答	
			D回答	
			E回答 【意見】 了承	
登記事項証 明書交付申 520 請書(不動 印字項目への意見		反映する ●	了承 F回答	
520   請書(不動   印字項目への意見   産用)(個   別調査)		「	H回答	
/Jupij <u>H</u> /			I回答	
			J回答	
			K回答	
	財产业况 (□应信起 及1° 勤致生,ED21	滞納者に対し、財産の開示を求めることで確	【提案】財産状況(口座情報、及び、勤務先・取引先情 A回答	提案の通り
	財産状況(口座情報、及び、勤務先・取引 先情報)	「神納省に対し、財産の開示を求めることで確し。	程度条】別度状況(口座情報、及び、勤務光・取り光情 A凹合 報)について、オプション項目として定義する	ルに木マノルピン
			C回答	
			D回答	
			F回答	
			【意見】 了承	
557 納付誓約書 印字項目への意見		反映する	F回答	
			H回答	
			I回答	
			J回答	
			K回答	

	納付書枚数 ※実装してもしなくても良い機能	分割納付書は月毎に納付所の枚数が異なる場合があり、使用する納付書の枚数がわかる方が過誤納を防げると考えるため	【提案】納付書枚数をオプションで定義する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答	提案のとおりとする。  E回答【意見】当市ではまとめ納付書(12明細)を使用。12明細以上又は30万円を超える場合は分かれて出力される。 【提案】分割納付で合算納付書を使用できるよう、機能要件上記載する。
558 納付計画書	印字項目への意見		反映する  ●	E回答 【意見】 当市ではまとめ納付書(12明細)を使用。 12明細以上又は30万円を超える場合は分かれて出力される。 F回答 H回答	
				I回答 J回答 K回答	
	納付予定残額 ※実装してもしなくても良い機能	納税計画の見通しがわかることにより、納税者の納税意識の向上につながると考えるため	【提案】納付予定残額をオプションで定義する	A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答	提案の通り
558 納付計画書	印字項目への意見		反映する	E回答 【意見】 了承 F回答 H回答	
	分納の納付方法が口座振替だった場合の口 分納の納付方法が口座振替だった場合に口	毎月の手振替依頼書は、収納管理システム	【提案】分納用の口座振替依頼書を、オプションで追加	J回答 K回答 A回答	提案の通り
	座手振替依頼書の出力がない 座手振替依頼書の出力ができる。	ではなく滞納管理システムから発行している。 手振替依頼書の発行については納付相談を 受ける徴収職員が行ったほうが効率的である ため。	る。	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 ※参考 本市では分納納付は納付書払いのみ D回答	
558 納付計画書	その他		反映する  ●	E回答         【意見】         了承         当市では現在は口振分納は行っていない。         F回答         H回答         I回答	
	振替金融機関、口座を追加	口座振替での分納を選択したときは、納税 者の口座管理上、振替口座を明記すべきで	【提案】オプション項目として、振替金融機関、口座情報 追加する。	J回答 K回答 A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り
		あるため。		B回答 C回答 D回答 E回答	
558 納付計画書	印字項目への意見		要検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>【意見】</li><li>了承</li><li>当市では現在口振分納は行っていない。</li><li>F回答</li><li>口座振替の分納は行っていない。</li><li>オプションが妥当。</li><li>H回答</li><li>I回答</li><li>J回答</li><li>事例が無く不明。</li></ul>	
	用紙…汎用紙 用紙…専用紙(圧着八ガキ)	発送処理業務時間の削減のため(現在 1 回あたりの催告書発送件数が約3,500件。 圧着八ガキタイプの連続帳票で出力のため、 圧着作業は1人×1時間。汎用紙となると封 筒に封入する作業が必要となるため5人×8 時間必要となる)	【提案】各種催告書について、圧着はがきで作成できる 追加する。	K回答	A回答圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着様式としてもらいたい。 E回答【意見】了承。当市では現在催告書作成業務は委託している。 F回答圧着の使用は自治体次第のためオプションが妥当 【回答】圧着はオプションで追加する想定
任告書(差 押え言及有)	帳票への意見		反映する ●	D回答  E回答 【意見】 了承 当市では現在催告書作成業務は委託している。 F回答 圧着の使用は自治体次第のためオプションが妥当	
				I回答 J回答 K回答	

		⑩滞納明細	分納不履行催告に際し、滞納額全額より	約束不履行事項が明確に把握可能となるため			【提案】帳票概要に、「分納不履行通知書に記載される滞し、物明細の期別は、任意の分納計画の期別が掲載されるこ		A回答  不履行がわかわげいいので、明細キで記載することはオプションでよいと考える
			も、「分納計画全体」及び「不履行になった 対象月とその金額」を優先して表記できること を希望する。	හි.			納明細の期別は、任意の分納計画の期別が掲載されること」と追加する	B回答 C回答	不履行がわかればいいので、明細まで記載することはオプションでよいと考える。 F回答 不要。滞納全てを載せればよい。 E回答【意見】了承 当市では現在納付確認が取れない場合に翌月に不履行催告を送付する対応をしている。内容としては分納計画の掲載ではなく「〇月〇日分の〇〇円が〇月〇日現在納付確認ができま
分納不履行 564 通知書	帳票への意見					反映する		E回答 【意見】	せん」のうような記載のみ。 【確認】上記の文章は、都度手打ちで入力するのか、自動でシステム印字されるのか確認したい。(E市) 【提案】手打ちで問題ないのであれば、A,F市意見も加味し、帳票概要の追記は見送り、手打ちで対応いただく。自動印字される場合は、機能要件でオプションで追加する。
								F回答 不要。滞納全てを載せればよい。 H回答 I回答	
		記載無し	公売予定財産の表示内容を追加			公売財産の表示は何を公売するのか明確にする。		K回答 A回答 提案の内容で問題ありません。 B回答	提案の通り
差押不動産の								D回答 E回答 【意見】 了承 F回答	
567 公売について (予告)	印字項目への意見					反映する		どちらでも構わない。複数の不動産を所有している場合に、必要とあらば別途記載ができればよい。 H回答 I回答 J回答	
			欠損日(予定日)を指定し、不納欠損予 定と不納欠損済みの両方の集計ができるよ うにする。	不納欠損処理の前後のチェック作業を行える ようにして、誤った処理を防ぐため。			【事務局】「不納欠損対象集計表」→「不納欠損対象リスト」に修正 【提案】予定と欠損後の比較ができるよう、帳票概要に記載	EUCで代替可で問題ないと考える。	提案の通り
							する	C回答 D回答 E回答 【意見】	
不納欠損対 575 象集計表	帳票への意見					反映する		了承 F回答 H回答	
								J回答 K回答	
		不納欠損者のリスト	不納欠損者のリスト 本税を不納欠損した者と、延滞金を不納欠 損した者、本税と延滞金を不納欠損した者 の3種類のリスト。リストの表示項目は、義務 者名、宛名番号、住所、不納欠損した額。 また、当該年度中に不納欠損した者(不納 欠損全体で「者」で合算)と、各調定年度ご と(例:同一人でも平成31年度分と平成 30年度分で2回リストに出る)の不納欠損し			ば、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。また、不納欠損対象年月日を任意に設定できなければ、事前走行等の確認ができない。 調定年度ごと税目別の不納欠損額及び不納欠損を行った人数のほか、不納欠損額が一番高額であった者の不納欠損額及び職業を県税定期調査時に報告することをもとめら	「本税/延滞金の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。」 ★機能要件  【提案】帳票概要で、リストの表示項目は、義務者名、宛名番号、住所、不納欠損した額といった、個人情報、欠損情	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 U回答 E回答 F回答 F回答	F回答 この項目や不納欠損に限った話ではないが、仕様にある集計しかできないのではなく、EUCや元データの CSV化等により任意の集計ができることが望ましいと考える。 自治体により集計の項目は様々であり、集計表を定義してすべてを網羅するのは現実的ではないので、不 納欠損や執行停止については、ある程度意見を組んだリストをつくったうえで、他の様々な抽出に対応でき るようにEUCの機能を充実させてほしい。 そのうえで本市としてこの帳票に要望するならば、不納欠損した課税の税目・調定年度ごとに対象人数と 対象期別件数が表示されるようにしてほしい。さらに、欲を言えば、住民税は市民税と県民税を按分、固 定資産税は、都市計画税と按分、国民健康保険税は科目毎に按分できるような機能または帳票が欲し
575 不納欠損対 多集計表	帳票への意見		た者が別々のリストで確認できること。 その他、集計表の元となるデータをCSV等で 徴収津できること及び、不納欠損の対象とな る年月を任意に設定できること。 ※他の帳票で下記の集計リストが確認でき ない場合は本帳票で確認できること。 (1)不納欠損した税目ごとに、不納欠損した 者で名寄せして合計不納欠損額が確認でき			れるため必要。			い。 ★一覧表関係はすべてEUCで対応可能にした方がよい  【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
			(2)不納欠損した課税の調定年度ごとに、不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額が確認できるリスト (3)不納欠損した理由ごとに、不納欠損した者で名寄せして合計不納欠損額が確認できるリスト (4)不能欠損した各税目ごとに、不納欠損し た理由、不納欠損した					い。 ★一覧表関係はすべてEUCで対応可能にした方がよい H回答 I回答 K回答	
不納欠損集	de en a comp	不納欠損処分の対象者、法令、税目、欠損金額を一覧化した集計表	た理由→不納欠損した者で名寄せして合計 不納欠損処分の対象者、法令、税目、欠 損金額を一覧化した集計表を本税分と延滞 金分の2種類 不納欠損した「者」で名寄せした集計表と、 不納欠損した課税1件ごとに集計した集計 表が必要。また、各税目、各調定年度ごとに 不納欠損した理由、不納欠損額、不納欠 損件数が確認できる集計表も必要。 その他、集計表の元となるデータをCSV等で 徴収津できること及び、不納欠損の対象となる年月を任意に設定できること。		調定年度度ごと税目ごとの集計は決算内訳の確認に必要。また、当市では延滞金を調定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の不納欠損集計表及び元データが必要。 各税目、各調定年度ごとに不納欠損した理由、不納欠損額、不納欠損件数が確認できる集計表については、地方自治法第233条第2項「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない」に規定する決算監査資料で提出を要求されるものであるため必要。	ば、任意に条件を設定して当市の傾向を確認できないため。また、不納欠損対象年月日を任意に設定できなければ、事前走行等の確認ができない。	【提案】 ⇒2.12.2.に、不能欠損の集計表を作成できるよう追加する。  ★機能要件	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答	
576 計表	帳票への意見					反映する		H回答 I回答 J回答 K回答	

579 未納明細 印字項目への意見	督促状発布日の追加	留促状発布から10日経過後の滞納処分開 始と時効の計算根拠制不されたい。 滞納整理機構移管時に必ず必要となる項 目であることから表示が必要である。	要検討●	提案の内容で問題ありません。 B回答 無くてもよい C回答 本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 D回答  E回答 【意見】 必須 F回答 ボ納整理機構へ移管の際には対象期別の督促状発布日が求められるため、督促状発送日が記載され	■不要 A回答提案の内容で問題ありません。 B回答無くてもよい C回答本市では実績がないため不明。他市の状況次第。 I回答都に移管する際は求められていない。 ■必須 E回答【意見】必須 F回答滞納整理機構へ移管の際には対象期別の督促状発布日が求められるため、督促状発送日が記載された滞納明細を添付している。 H回答明細上に督促状発布日は求められない。ただし、移管先のシステムに登録するためにデータ上で督促状発発日又は繰上した納期限の情報を求めらる。(移管条件が滞納処分できることであるため) J回答機構移管時に督促発送日は求められる。確認項目記載の内容で対応可能と思われる。 【提案】連携データ上で確認できれば、明細上出力する必要はないと思われるため、機能2.1.9.に「移管分について、連携データ上で督促状発布済の事実が把握できること」と追記する。
583 時効完成一 帳票への意見	時効完成者のJスト(本税のみ、延滞金のみ、本税+延滞金の3種類を時効完成者で名寄せしたJスト) 表示項目として、義務者名、宛名番号、時効完成金額、時効完成した税目が必要。 ※他の帳票で下記の集計リストが確認できない場合は本帳票で確認できること。 (1)時効完成した税目ごとに、時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるJスト (2)時効完成した選税の調定年度ごとに、時効完成額が確認できるJスト (3)時効完成した理由ごとに、時効完成した者で名寄せして合計時効完成額が確認できるJスト (4)時効完成した各税目ごとに、時効完成したすで名寄せして合計時効完成した各税目ごとに、時効完成した方理由一時効完成した者で名寄せして合計時効完成した者で名寄せして合計時効完成した者で名寄せして合計時効完成した者で名寄せして合計時効完成した者で名寄せして合計時効完成した者で名寄せして合計時効完成初が確認できるリスト	各税目、各調定年度ごとに時効完成した理由、時効完成額、時効完成額、時効完成額、時効完成額、時効完成作数が確認できる集計表については、地方自治法第233 条第2項「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付きなければならない」に規定する決算監査資料で提出を要求されるものであるため必要。	<b>支映する</b> ●	提案の内容で問題ありません。 B回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
584 執行停止集 計表 帳票への意見	集計表は本税、延滞金別で件数での集計表と者での集計表が出力されること。集計表は各月末、各年度末等の任意の期間で集計した表を出力できること。 執行停止の件数(各税目の各調定1件ごとの件数)、執行停止した税目、執行停止した義務者の宛名番号、執行停止ら成日、時効完成日を本税、延滞金それぞれ確認できるデータの出力ができること。 ※他の帳票で下記の集計リストが確認できない場合は本帳票で確認できること。 (1)執行停止した税目ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止額が確認できるリスト (2)執行停止した課税の調定年度ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止した者で名寄せして合計執行停止した者で名寄せして合計執行停止した者で名寄せして合計執行停止した担由ごとに、執行停止した者で名寄せして合計執行停止した	年度末時点での集計は決算内訳の確認に 必要。また、当市では延滞金を調定化していい。 るため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表及び元データが必要。 名税目、各調定年度ごとに執行停止した理由、執行停止人数が確認できる集計表については、県税定期調査時に報告することをもとめられるため必要。	反映する ●	提案の内容で問題ありません。 B回答 C回答 D回答 E回答 E回答	
滞納者ごとの滞納額の詳細を、税目、期別、年度ごとに一覧化したリストのでは、日本のでは	執行停止額が確認できるリスト 滞納者ごとの滞納額の詳細を、税目、期別、年度ごとに一覧化したリスト(本税のみ、 延滞金のみ、本税+延滞金の3種類) ※他の帳票にて、滞納者の全滞納額がわかるリストがなければ、本帳票にて滞納者ごとの 全滞納額がわかるリストも必要。滞納額が未 納額と同一の意味であるならば、帳票番号 586にて市税全体の滞納額がわかるため、 市税滞納額合計は不要。	滞納者ごとの全滞納額が必要な理由については、地方自治法第233条第2項「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならないに規定する決算監査資料にて高額滞納者の報告(滞納者名、滞納者の、滞納額等)を求められるため。また、当市では延滞金を調定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。	<b>支映する</b> ●	提案の内容で問題ありません。 B回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
ja j	担当課職員のオンライン作業にて抽出でき、紙およびデータにて管理できること。なお、抽出の際には、税目や年度等の指定も可能であること。	滞納者情報の把握を迅速に行うため	7.映する	提案の内容で問題ありません。 B回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答[意見]了承 F回答590と何が違うのかわからないが、票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。

	滞納者を抽出し、滞納金額合計などを一覧 化したリスト	当市では延滞金を調定化しているため、本税と同様の出力項目として延滞金の集計表が必要。	【提案】税額が記載される帳票については、本税、延滞金いが ずれも出力されるよう、機能要件側に記載する	提案の内容で問題ありません。 3回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 延滞金は確定延滞金か 【回答】確定延滞金と未確定延滞金を想定している。 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
				D回答	グ、回音/休曲とする。
- 滞納者一覧 	帳票への意見	反映する		E回答 【意見】 了承 延滞金は確定延滞金か	
表	收录/NO/总允		j.	-回答	
			l l	〈回答	
	執行停止中の対象者のリスト 執行停止中の対象者のリスト(本税、延滞金別)。帳票の出力は任意のタイミングで行うことができること。通常は月初に前月までの執	当市では延滞金を調定化しているため、本 集計表の元になるデータを抽出できなけれ 税と同様の出力項目として延滞金の集計表 ば、任意に条件を設定して当市の傾向を確 認できないため。	【提案】詳細な項目は定義せず、調定情報、執行停止情 が報を記載するよう帳票概要に記載 !	提案の内容で問題ありません。 3回答	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい 「東窓屋】現在、FUC機能の整理を説見接帳で行っており、内部帳票の関切と併せて認識中であることが
	行停止入力分についての年度中累積が一 覧表となって出力されること(4・5月は2年度 出力)。 リストの元データもCSV等で出力できること。				【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
	出力項目として、税目、調定年度、課税年 度、執行停止理由、時効完成日、執行停 止完成日、調定額、執行停止対象額等が 必要。		E I	E回答 【意見】 了承	
618 執行停止一 覧表	帳票への意見	反映する  □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	I I	÷回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい H回答	
			<b>1</b>	〈回答	
	不納欠損の対象者/除外者の対象者リスト 不納欠損の対象者/除外者の対象者リスト (本税、延滞金別)。帳票の出力は任意のターイミングで行うことができること。通常は月初に	当市では延滞金を調定化しているため、本 集計表の元になるデータを抽出できなけれ 税と同様の出力項目として延滞金の集計表 ば、任意に条件を設定して当市の傾向を確 が必要。 認できないため。	【提案】詳細な項目の定義はせず、調定情報、欠損情報 等、を記載	是案の内容で問題ありません。	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】了承 F回答帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい
	前月までの不納欠損入力分についての年度 中累積が一覧表となって出力されること(4・5 月は2年度出力)。 リストの元データもCSV等で出力できること。				【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることから、回答保留とする。
	出力項目として、税目、調定年度、課税年 度、執行停止理由、不納欠損理由、時効 完成日、執行停止完成日、調定額、不納 欠損対象額等が必要。		 	- □ □ - □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □     □   □     □	
619 欠損対象一 覧表		反映する  □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		」 承 -回答 帳票と併用し、同内容をEUCで抽出可能にするのが望ましい - 回答	
				回答	
			l l	〈回答	
	取上調書が「滞納者用」と「権利者用」に分取上調書は「債権証書の占有者用」にする取上調書は債権の証書を占有する者から債がれている 取上調書は債権の証書を占有する者から債権証書を取り上げた際に、その者に交付する		【確認】取上調書は債権の証書を占有する者から債権証書 / を取り上げた際に、その者に交付する書類なので、滞納者/	事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	A回答事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。 C回答問題ないと思われるが、他市の状況次第。
	書類なので 1 つにする (国税徴収法第65条)		C F	C回答 問題ないと思われるが、他市の状況次第。	(区分をなくさなくても、必要なければ出力しなければいいので、両方残しておいてもいいのでは) E回答【意見】問題ない F回答滞納者と取上げができる証書の占有者は原則一致する為問題はない。ただ、一致しない場合もある為、滞納者用は滞納者用で帳票作成が可能であるほうが良い。
			]	回答	一致しない例として、売掛金の入金口座が滞納者名義でない場合などが考えられる。 H回答問題ない I回答当市ではシステムを介して当該事務をおこなっていない。 J回答事例が無く不明。
218,219 取上調書	帳票への音目	要検討		問題ない	【確認】一致しない場合でも、交付する相手は「占有者」といえるため、区分の必要がないと考えるが、認識に齟齬があればご教示いただく(F市) 【提案】問題なければ、提案の通り、占有者用として統一する。
				帯納者用は滞納者用で帳票作成が可能であるほうが良い。 一致しない例として、売掛金の入金口座が滞納者名義でない場合などが考えられる。 H回答 問題ない	
				「回答 当市ではシステムを介して当該事務をおこなっていない。 」回答 事例が無く不明。	
			l l	《回答	
	教示文がない 教示文を「実装してもしなくても良い項目」と 290_徴収猶予の許可通知書等で教示文 して追加し、備考欄に「申請通りにしない場 を付ける理由が「猶予を許可する期間が申			A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
	合の教示」と記載する 請より短い場合等、不利益部分を含む」こと にあるとしたら、これらの延長通知にも教示文 が必要である。 実装してもしなくても良い項目として、誤用防			BUA C回答	
	止のため備考に明記して記載すべき。		I I	D回答 E回答 【意見】 了承	
徴収猶予の期 296,317 間延長許可 通知書等		保留●		了承 必要であれば別紙で対応 =回答	
				··回答	
			=   =   =   =   =   =   =   =   =   =	D回答 《回答	

	<ul><li>汎用紙</li><li>・「催告書(汎用紙)」のみ</li><li>・「納付書(専用紙/マルチペイメント統一様</li></ul>	(まず「汎用紙」との記載がありますが、この 場合納付書に関する帳票は出力されないの			A回答 圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着様式としてもらいたい。	A回答 圧着はがきの場合、明細が少ないので、圧着様式としてもらいたい。
	式)」+「催告書(汎用紙)」 ・「催告書兼納付書(専用紙/マルチペイメ	でしょうか。「催告書」としての形態が明確ではないため左記のような意見提出をしておりま		•催告書(汎用紙)	B回答	【事務局】APPLICから、以下の趣旨の回答あり、以下の対応とする。
	ント統一様式)」 上記 3 パターンで選択でき、一括催告及び	す。) 一括催告で大量の催告を作成する場合の		要望(オプション) ・催告書を、圧着はがきで作成できるようにする	C回答	>・督促状をマルペイ納付書の様式で送付するケースはあるか。ある場合、督促状に記載されるべき文章 は、どこに記載されるのか。
	個別催告同様に対応可能として実装される	作業効率のため。		・催告書を、圧着はがき(納付機能あり)で作成できる	D回答	→督促状をマルペイ納付書で追加することは可能。全国意見照会で要望があるため、レイアウト検討の
	こと(本件は機能要件でも回答済み)。			か、APPLIC確認 ※圧着はがき(納付機能付き)は、合算納付書を想定	E回答	追加をAPPLICに打診する。
					F回答	>・圧着はがき型の納付書において、ペイジー対応は可能か。 →圧着はがきでペイジーの用紙サイズ要件を満たすのが困難であるため、対応しない。
562,563 催告書	帳票への意見		反映する  ●		H回答	>・催告書を圧着はがき(納付書機能なし)で送付するケースはあるか。
					I回答	→催告書を圧着はがき(納付書機能なし)を帳票要件にオプションで作成
					加容	>・催告書を圧着はがき(納付書機能あり)で送付するケースはあるか。 →実装不要とする趣旨が不明のため、対応しない。
						【提案】自治体が文章を自由に作成できる催告書についても、帳票をオプションで追加する。
	①立会人項目 ①立会人項目は2人分必要なため ①国税徴収法144条 ②滞納者受領署名 2人分の項目に変更。 立会人は2人のため			【提案】 ・国税徴収法144条で、立会人2名以上と記載があるた	A回答 事例が少ないのでオプションで問題ないと考える。	提案の通り
	②「取上調書(謄本)(捜索を受けた者あ ②国税徴収法施行令第28条第2項に「滞 て)を受領しました。」に修正 納者その他その処分を受けた者」とあるため			め、追加を検討 ・受領者は立会人次第で変わるため、「取上調書の受領署	B回答	
				名」に修正	C回答	
					D回答	
					E回答	
					了承	
218219220 取上調書	印字項目への意見		反映する ●		F回答	
					H回答	
					I回答	
					〕回答	
					K回答	
	「記載された額の計算日にかかる注意書き」「記載された額の計算日にかかる注意書き」 猶予取消通知等にある項目「記載された額 がない を実装してもしなくても良い項目に追加する の計算日にかかる注意書き」は、地方税法			【提案】取り消しの起因となるべき延滞金の計算日について 追加を検討する	A回答 取り消した原因がわかれば、計算日は不要と考える。	A回答取り消した原因がわかれば、計算日は不要と考える。 E回答【回答】了承
	第15条の9第1項ただし書きの「取消しの起因となるべき事実が生じた」日を延滞金割合				B回答	J回答事例が無く不明。 K回答具体的な記載内容がイメージしにくいので、ご教示いただきたい。
	を変える基準日とすることから設けられたもの				C回答	【回答】猶予延長取消通知の明細について、取消日の延滞金額で表示されていることがわかるよう、「記
	と思料する。これは延長の場合も同様である。				D回答	載された額の計算日にかかる注意書き」をオプションで追加する 【提案】No292等と同様、本項目を追記する。猶予にかかる帳票全般、本項目を記載する。
					E回答	
¥₩₩₩₩₩₩₩₩					【回答】 了承	
猫予延長取 ###### 消の決議書と			要検討  ●		F回答	
通知書全般					H回答	
					I回答	
					J回答	
					事例が無く不明。 K回答	
					具体的な記載内容がイメージしにくいので、ご教示いただきたい。	
	教示文の取り扱いが不明確 申請に対する許可通知では、原則教示文が 申請に対する応答で、申請通りの許可をす 実装してもしなくても良い項目になっている場 不要である。 る際は教示文が不要である。				A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
	合があるが、整合性がない 単純に実装してもしなくても良い項目とすると 徴収猶予、申請による換価猶予においては、 間違いが生じるので、備考欄に「一部申請通」一部申請通りにしない場合のみ教示文が必				B回答	
	りにしない場合に教示文を出力できる機能」 要となる。				C回答	
	と記載する				D回答	
					E回答	
					【意見】 修正後について了承	
###### 一	印字項目への意見		保留 ●		F回答 教示文の記載・不記載の場合分けが手間になるので、一括して記載しておきたい。	
3.2.7.4.2.3.4					H回答	
					I回答	
					J回答	
					K回答	
	帳票名称:参加差押通知書 帳票名称:参加差押書 国税徴収法86条第1項			【提案】帳票名称を修正した	A回答 例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい	提案の通り 440
					B回答	
					C回答	
					D回答	
					E回答	
					【意見】 了承	
参加差押通 ###### 知書	その他		反映する  ●		F回答	
W <del>=</del>					H回答	
					I回答	
					J回答	
					K回答	
			I			

	記載なし	収納管理「その他ご意見」でも言及済みですが、一斉催告を行う場合、「督促状引抜リス	行き違いの誤発送防止のため。	引き抜きリストがない場合、一括催告問 認作業が膨大になるため。	FO)11E	【提案】No562、563における、一斉催告の引き抜きリストを追加する(EUC代替可)	提案の内容で問題ありません。	A回答提案の内容で問題ありません。 E回答【意見】必須
		ト(帳票No.93)」のように一斉催告者引き 抜きリストも実装すべき帳票として存在するこ					B回答	F回答あってもなくてもよい。 【事務局】現在、EUC機能の整理を税目横断で行っており、内部帳票の取扱と併せて協議中であることか
		٤.					C回答	ら、回答保留とする。
							D回答	
							E回答 【意見】 必須 F回答	
催告書・帳票への意見					反映する ●		F回答 あってもなくてもよい。	
							H回答	
							I回答	
							J回答	
							K回答	
	記載なし	実装すべき帳票として新規追加希望		案件に対する優先順位の重要な検討。		【提案】No583備考列に、期間指定で時効予定者について		提案の通り
		(期間指定で時効欠損予定一覧が確認で きること)		の一つとして、時効欠損予定の把握がなため。	必要	も含めて抽出できるような記載を追加する	EUCで代替可で問題ないと考える。 B回答	
							C回答	
							D回答	
							E回答 【音貝】	
 							了承	
時効予定者 その他 その他					反映する●		H回答	
							I回答	
							J回答	
							K回答	
		いずれの帳票においても滞納処分費を実装すべき項目としていただきたい。	いないものの、	では滞納処分費の徴取をして 徴取している自治体もあるため して追加するべきと思われるた		【事務局】基本的にどの帳票においても、滞納処分費を必須 化する。 ※使用しない団体は0円、アスタリスク等で対応。レイアウト	使用していない団体では、表示していることで問い合わせがあることが予想される。	A回答 使用していない団体では、表示していることで問い合わせがあることが予想される。あくまでも任意項目とす べきと考える。
			め。	U CYENH 7 'V' \C C/BM /1 ('V) L		※使用しない団体は0円、アスタリスク寺で対応。レイアフト 検討において項目を入れざるを得ないため、必須化する運びとなった。		へきと考える。 【回答】問い合わせがあることは理解できるが、任意項目としての整理が困難であるため、一旦必須とす る。
							C回答	
							D回答	
美畑 夵付亜							E回答 【意見】	
差押、交付要 求関連書類 印字項目への意見 全般					反映する ●		了承 F回答	
土河又							H回答	
							I回答	
							J回答	
							K回答	
	(なし)	「教示文」を「実装すべき項目」に追加	現状権利者等	等に対しても教示文を添付して 確認の上、検討いただきたい。	<対象帳票No.> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60		A回答 教示文は、必要と考えます。	【事務局】教示文については、事務局で精査中
			Vでの。安口円 <sup>ii</sup>	(住品なり)上、(1次6300円と)とできたい。	,71,72,83,92,93,103,104,105,117, 118,119,120,121,133,134,135,14		B回答	
					6,147,148,159,160,161,168,169,1 70,208,219,246,255,256,260,261,		C回答	
					269,273		D回答	
							E回答 【意見】	
差押通知書 (不動産) ※権利者用 (ア動産)					保留 ●		了承 F回答	
※権利者用					休笛   ●		H回答	
							I回答	
							」回答	
							K回答	
	(+N \	「数二寸」を「宝柱すべき頂口 リー・ウャロ	TD.1 1(1)	とに対しても物二ウを添けて	ノが免帳車Moと		A同签	「車数尺】物二ウについては、車数尺を蛙木中
	(なし)	「教示文」を「実装すべき項目」に追加		等に対しても教示文を添付して 確認の上、検討いただきたい。	<対象帳票No.> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60 ,71,72,83,92,93,103,104,105,117,		A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答	【事務局】教示文については、事務局で精査中
					,/1,/2,83,92,93,103,104,105,11/, 118,119,120,121,133,134,135,14 6,147,148,159,160,161,168,169,1			
					6,147,148,159,160,161,168,169,1 70,208,219,246,255,256,260,261, 269,273		C凹合 D回答	
差押通知書							E回答 【意見】 了承	
差押通知書 (不動産) ※権利者用 (か4.4.0th					保留●		F回答	
他44件							H回答	
							I回答	
							J回答	
				The state of the s			1. c = 7th	
							K回答	

		TD41\14-7(1+) 46-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	<b>∠+147.4F</b> Æ Æ 11. \	A I To Arter	「市政民】 物二ウについては、市政民では本中
(なし)		現状権利者等に対しても教示文を添付している。要否再確認の上、検討いただきたい。	<対象帳票No.> 13,14,15,28,31,32,45,46,47,59,60 ,71,72,83,92,93,103,104,105,117, 118,119,120,121,133,134,135,14 6,147,148,159,160,161,168,169,1 70,208,219,246,255,256,260,261, 269,273	A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答         C回答         D回答         E回答 【意見】 了承	【事務局】教示文については、事務局で精査中
差押通知書 (不動産) 他44件 ※権利者用 他44件			保留 •	了承 F回答 H回答 J回答 K回答	
No.14	4 交付要求に係る財産又は事件名 -		帳票No.181~187での項目No.17では「交付要求に係る事件名」と記載されており、整合性を取ってほしい。	<ul> <li>【事務局】破産は必ず事件なので、名称を「交付要求に係る事件名」に修正する</li> <li>A回答 提案の内容で問題ありません。</li> <li>B回答</li> <li>C回答</li> <li>D回答</li> <li>E回答</li> </ul>	提案の通り
192 193 196 197 交付要求解 除通知書(財 団債権) 印字項目への意見			反映する●	【意見】 了承 F回答 H回答 I回答  V回答  V回答	
	経名称:差押書(不動産)※交付要   帳票名称:差押(通知)書及び交付要   滞納処分と強制執行等との手続の調整に関   求書※交付要求36条執行機関用   する政令21条			【提案】帳票名称を修正する       A回答         例規に載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい         B回答         C回答         D回答         E回答	提案の通り 440
差押書(不動産)※交付要求36条 執行機関用 帳票への意見			反映する	【意見】 了承 F回答 H回答 J回答 K回答	
徴収猶予の期 間延長許可	一部許可の場合の本文 処分理由 教示文  申請書の内容と異なる猶予をする場合は、 申請の一部を拒否する処分となるため理由 の提示を要す(行政手続法第8条第1 項)。また、教示文の実装も必要(行政不 服審査法第82条第1項、行政事件訴訟法 第46条第1項・第2項)			A回答 教示文は、必要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】	【事務局】教示文については、事務局で精査中
世界での期間では、 1296 通知書 申請による換価猶予の期間 延長許可通知書			(保留 ●	F回答 H回答 I回答  K回答	
記載な	項目として「性別」を追加希望		め	【事務局】照会文書類について、性別を必須とする ※昨年度の方針では性別をオプションとしたが、納税者等に 記載させるものではないため性別欄を必須にする方針  B回答  C回答  D回答  E回答  [意見]	提案の通り
391.393.39 生命保険契 約について 印字項目への意見			反映する●	【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 V回答 K回答	

	当事者-権利者,義務者住所,義務者氏名 当事者-権利者住所,権利者氏名,義務者	差押・参加差押解除・抵当権削除の場合、 権利者は滞納者、義務者は自治体となるため	【提案】差押・参加差押解除・抵当権削除の場合、権利者 A回答は滞納者、義務者は自治体となり、それらを記載した方がよ 提案の内いため、修正する。 B回答		提案の通り
(差押解除)登 記原因証明 情報 (不動産) (参加差押解除)登記原因 証明情報 (不動産) 登記原因証明情報(不動産) 登記原因証明情報(猶予担保権設定解除)		反映する●	C回答 D回答 E回答【意見】 了承 F回答 H回答 J回答	1ぞれ記載している。	
	(大分類) (大分類) 国税徴収法第131条 国税徴収法施行令第49条第1項第5号 配計算書の記載事項として「換価代金等 明日、場所 期日、時間、場所 と定められているため	要検討	【提案】備考に、「・日時、時間も記載される想定」と追記する。  「四答提案のが B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 了承 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K回答 K	内容で問題ありません。	提案の通り
差押解除調 書 (振替社 債)	振票名称:差押解除適知書   国税徵収法80条	反映する●	【提案】帳票名称を修正する       A回答例規に載B回答         C回答       D回答         E回答【意見】 了承 F回答       I回答         J回答       K回答	載せているケースもあり、帳票のタイトルを完全に固定しないでいただきたい	提案の通り 440
追加 徴収猶予にか かる差押解除 申請書	十五条の二の三 第2項	反映する ●	【提案】「徴収猶予にかかる差押解除申請書」をオプション追加		提案の通り
追加 申請による換 価の猶予申請 等の補正要求 通知書 帳票への意見	十五条の二 第6項	反映する	【提案】「申請による換価の猶予申請等の補正要求通知 提案の内 B回答		提案の通り

送達一覧 未納明細	送達一覧(用途) 未納明細(用途)		送達一覧、未納明細、財産目録、対象者 名簿は同じ帳票名称の記載が多数存在し		【事務局】APPLICの意見と同じく反映	A回答 提案の内容で問題ありません。	提案の通り
財産目録対象者名簿	財産目録(用途) 対象者名簿(用途)		す。該当帳票の前後を確認することで用途の 判断は可能ですが、帳票名称自体に用途を			B回答	
VISCE-CIVE	为36日净(11)		明記することで判別が容易にできるのではな			C回答	
			いでしょうか。			D回答	
						F向签	
送達一覧、未 製物の帳票番 納明細、財産 <sub>帳票への音目</sub>						F回答	
号				反映する●		H回答	
名簿						I回答	
						1回次	
						K回答	
	車両(標識)番号 車両(標識)番号を表記しないと車両	の特 車両(標識)番号を表記しないと車両の特			【確認】車両番号をもって特定すべき帳票は、以下を想定。	A同签	A回答
	字画 (標識) 留う で扱記しないと 字画 で 定が困難である。	定が困難である。			要不要についてご意見を賜りたい。	・自動車登録の調査はあった方がいいが、必須ではなくても問題ないと考える。	・自動車登録の調査はあった方がいいが、必須ではなくても問題ないと考える。
					・No4581 自動車登録の調査についく(都追府県税事務所)(照会)	・処分を実施する場合は、財産欄に記載されるため不要と考える。 B回答	・処分を実施する場合は、財産欄に記載されるため不要と考える。 B回答
					・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」 ・滞納処分帳票全般	・No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)・・・必要・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」・・・必要	・No458「自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会)・・・必要 ・No547,549,551,553「登録の目的(自動車)」・・・必要
					<ul><li>・海南処力帳宗主版</li><li>→財産欄で記載される想定であり、項目は不要か</li></ul>	•滞納処分帳票全般	・滞納処分帳票全般→財産欄に記載されるのであれば、項目は不要
						→財産欄に記載されるのであれば、項目は不要 C回答	C回答他市の状況次第。 E回答【意見】車両(標識)番号の記載があればよいと思われるため不要でよいのでは。
						他市の状況次第。	F回答
						D回答	・「自動車登録の調査について」必要。 ・「登録の目的」必要。
						E回答	・滞納処分帳票全般→必要だが調書作成時にされるべき書類であるためあえて取り上げる必要はない。
車両を特定する。日字頂日への音目				亜燥計 -		【意見】 車両(標識)番号の記載があればよいと思われるため不要でよいのでは。	H回答左記のとおりでよいと考えます。 I回答不要。
る必要がある 印字項目への意見 帳票全般				要検討   ●		F回答 ・「自動車登録の調査について」必要。	J回答No.458は回答書に相手方が記載するものなので不要。
						・「登録の目的」必要。	No.547,549,551,553は必要。 滞納処分帳票は指摘の通りで不要。
						・滞納処分帳票全般→必要だが調書作成時にされるべき書類であるためあえて取り上げる必要はない。 H回答	
						日回台 左記のとおりでよいと考えます。	עס ע טעווייו ב בבן
						I回答 不要。	
						]回答	
						No.458は回答書に相手方が記載するものなので不要。 No.547,549,551,553は必要。	
						滞納処分帳票は指摘の通りで不要。	
						K四合	
	新規帳票追加	経過記録を各種別(応対者・日時・交渉			【提案】応対者・日時・交渉内容・交渉結果・文字列等の	) A同答	提案の通り
		内容・交渉結果・文字列等)で抽出し一覧			抽出条件をもとに、交渉経過の一覧を抽出できる帳票を追	提案の内容で問題ありません。	(近条の)通り
		表を作成する。業務日報としての利用もでき			加する。(日報としての活用を見込んでいるため、EUC代替	B回答	
		ි ව				C回答	
						D同签	
						E回答  【意見】	
						了承	
経過記録ー 帳票への意見				反映する ●		F回答 	
						H回答	
						I回答	
						1同次	
						K回答	
記載無し	新規帳票追加	滞納処分している期別に対して納付がある 等解除の必要がある対象者を抽出し一覧表			【提案】滞納処分している期別に対して納付がある等解除の必要がある対象者を抽出し一覧表示する帳票を、EUC代	D A回答   提案の内容で問題ありません。	提案の通り
		示する。EUCでも可。			替可で新規作成する。	B回答	
						C回答	
						D回答	
						E回答 【音貝】	
						了承	
処分要解除 一覧 帳票への意見				反映する ●		F回答	
見						H回答	
						J回答	
						K回答	
	(帳票概要(帳票の用途) 地方税法第16条の5第4項		税法に定められた通知であるため		【事務局】保証人等が納付しなければならない場合につい		A回答賦課側で具備する案件であり、滞納側では対応不要と考える。
	保証人等が納付しなければならなくなった場 地方税法第11条第1項 合に通知する				て、納税通知書の発送機能をAPPLIC確認。 ・どのような場合に保証人等が納付するのか	賦課側で具備する案件であり、滞納側では対応不要と考える。 B回答	F回答保証人は納税管理人でいいのか分からないが、その仮定の下回答します。 ・納税管理人が設定されている場合
	(実装すべき帳票) ●				・出力するシステムは、賦課/収納/滞納のいずれか		・賦課システムで対応
					・パッケージで実装されているか 等	C回答	・送付先設定で対応 H回答猶予の担保として保証人を取ったときで猶予時の分納計画が守られなかったときに保証人に納付を
						D回答	求めます。
						E回答	【確認】保証人へ渡す納付書は、収滞納システムで再発行納付書を送付する運用でも問題ないか。実際の運用(再発行納付書に、何らかの通知書を同封している 等)についてもご教示いただきたい(F、
						F回答	H市)
納付通知書   嘘悪への音目				保留 ●		F回合 保証人は納税管理人でいいのか分からないが、その仮定の下回答します。	
納付通知書・帳票への意見・				保留 ●		・納税管理人が設定されている場合・賦課システムで対応	
						・送付先設定で対応	
						H回答 猶予の担保として保証人を取ったときで猶予時の分納計画が守られなかったときに保証人に納付を求め	
						プロコッショルとして体証人で4x JicCででは1/時の月刊5日回かすり1はかりたとさに休証人に例例を必めらす。	
						I回答	
			I	i I	The state of the s		
						J回答 K回答	